

平成 17 年度 第 1 回

石狩市市民参加制度調査審議会

平成 17 年 5 月 26 日 18 時 30 分
石狩市役所 5 階 第 1 委員会室

= 会 議 次 第 =

- 1 開 会
- 2 諮 問
- 3 資 料 説 明
- 4 議 事
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

配 布 資 料

資料 1	平成 1 6 年度市民参加手続の実施状況	2
資料 2	平成 1 6 年度制定（改正）条例・規則等一覧（市民参加手続関連）	5
資料 3	平成 1 6 年度問題事例所管ヒアリング調書について	7
資料 4	平成 1 6 年度策定（改定）計画等一覧（市民参加手続関連）	8
資料 5	平成 1 6 年度市民意見の積極把握をした事例 （市民参加手続関連）	9
資料 6	平成 1 6 年度審議会等の会議予定の公表、会議録作成 及び傍聴状況	10
資料 7	平成 1 6 年度パブリックコメント手続の実施状況	15
資料 8	平成 1 6 年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況	31
資料 9	平成 1 6 年度市民の声を聴く課に寄せられた「提言」について	35
資料 10	市民参加制度に関する市職員アンケートについて	37
資料 11	会議録の作成方法に関する調査結果について	42
資料 12	合併に伴う市民参加手続の取扱いについて	43
資料 13	傍聴者からの意見・感想について	44

資料1 平成16年度市民参加手続の実施状況

担当課	市民参加手続の項目	手続の内容	終了月日	その他の内容・備考	参加者
総務課	平成16年度石狩市表彰被表彰者の決定	審議会等	10月4日	表彰審査委員会	7
総務課	訴訟提起に係る議案における個人情報の取扱いについて	審議会等	11月1日	情報公開・個人情報保護審査会	5
地域情報推進担当	地域情報化計画の策定	パブリックコメント	5月31日		0
情報管理課	個人情報保護条例(自己情報の利用停止請求権等)及び情報公開・個人情報保護審査会条例(秘密保持に係る委員の罰則)の改正	審議会等	11月1日	情報公開・個人情報保護審査会	5
情報管理課	指定管理者が保有する個人情報等の取扱いについての検討	審議会等	5月18日	情報公開・個人情報保護審査会	5
情報管理課	合併に伴う個人情報の収集及び提供について	審議会等	2月24日	情報公開・個人情報保護審査会	5
ISO・防災担当	地域防災計画の改定	審議会等	3月1日	防災会議	30
ISO・防災担当	水防計画の改定	審議会等	3月1日	防災会議	30
企画調整課	厚田村・浜益村との合併	その他	9月30日	アンケート	5,939
		公聴会	9月26日		4
事業評価担当	平成16年度事業評価(試行)の作業中間報告について	パブリックコメント	12月27日	担当課の評価結果に対する意見募集	2
企画調整課	平成15年度市民参加手続の実施・運用状況の評価	審議会等	3月22日	市民参加制度調査審議会	15
協働推進・男女共同参画担当	いしかり男女共同参画プランの見直しの検討	審議会等	5月31日～	男女共同参画推進委員会	14
財政構造改革担当	財政構造改革における取り組み事項の検討	パブリックコメント	6月30日		0
財政構造改革担当	新たな補助金システムの検討	パブリックコメント	8月31日		0
市民課	乳幼児医療費助成事業の見直し	審議会等	4月30日	社会福祉審議会	16
市民課	重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成事業の見直し	審議会等	4月30日	社会福祉審議会	16
市民課	老人医療費助成事業の見直し	審議会等	4月30日	社会福祉審議会	16
税務課	土地台帳情報の農地基本台帳への活用についての検討	審議会等	11月1日	情報公開・個人情報保護審査会	5
環境課	地球温暖化対策推進計画の策定	その他	11月16日	環境市民会議での検討	5
		その他	12月2日	事業者との意見交換会	10
		審議会等	11月16日	環境審議会	14
		パブリックコメント	1月6日		0
環境課	記念保護樹木の指定解除の検討	審議会等	7月21日	環境審議会	14
環境課	騒音・振動規制地域の変更について	審議会等	9月27日	環境審議会	14

担当課	市民参加手続の項目	手続の内容	終了月日	その他の内容・備考	参加者
ごみ対策課	「石狩市集合住宅におけるごみステーション設置に関する要綱」制定に係る意見集約を図るための個人情報の目的外について	審議会等	1月27日	情報公開・個人情報保護審査会	5
ごみ対策課	石狩市集合住宅におけるごみステーション設置に関する要綱の制定について	パブリックコメント	3月31日		0
ごみ対策課	ごみ収集方法及び処理費用負担のあり方について	審議会等	2月23日～	環境審議会	5
みどりの課	森林整備計画の変更	その他	12月15日	所有者意見交換会	0
		縦覧・意見書提出	2月14日		0
みどりの課	都市公園条例の改正について	パブリックコメント	3月31日		0
福祉総務課	地域福祉計画の策定	審議会等	2月23日	社会福祉審議会	16
		パブリックコメント	1月31日		3
子ども支援計画担当	次世代育成支援行動計画の策定	審議会等	2月23日	社会福祉審議会	16
		パブリックコメント	1月31日		3
福祉総務課	障がい者計画の策定	審議会等	2月23日	社会福祉審議会	16
		パブリックコメント	1月31日		3
介護保険課	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の検討	審議会等	12月17日～	介護保険事業計画等作成委員会	15
福祉生活課	高齢者福祉事業の見直し	審議会等	12月22日	社会福祉審議会	16
介護保険課	要介護・要支援の認定	審議会等	毎週開催	石狩地区介護認定審査会	15
維持管理課	市民・事業者・市の協働による雪対策システムの検討	ワークショップ	8月26日～	雪対策市民協議会での検討	64
都市計画課	用途地域の定期見直しに関する都市計画変更(用途地域、準防火地域、高度地区、地区計画、特別用途地区)	その他	7月8日	説明会(意見聴取)	74
		縦覧・意見書提出	8月26日		0
		審議会等(道決定)	9月3日	都市計画審議会	10
		縦覧・意見書提出	1月25日		0
		審議会等(市決定)	2月14日	都市計画審議会	10
土地・河川担当	中心核複合ビル用地貸付事業者等の決定	審議会等	10月18日	プロポーザル選定委員会	6
区画整理担当	開発行為許可申請等手数料の新設について	審議会等	11月10日	使用料、手数料等審議会	10
商工労働観光課	小規模企業活性化資金融資制度の損失補償の審査	審議会等	随時開催	融資制度損失補償審査委員会	5
商工労働観光課	保養センター条例施行規則の一部改正	パブリックコメント	8月25日		0
商工労働観光課	(仮称)観光センター条例の制定	パブリックコメント	11月1日		0
企業誘致室	石狩市企業立地推進条例の制定について	パブリックコメント	2月10日		3
企業誘致室	石狩市企業立地推進条例施行規則の制定について	パブリックコメント	3月18日		1

担当課	市民参加手続の項目	手続の内容	終了月日	その他の内容・備考	参加者
工務課	上水道広域化施設整備事業の再評価	審議会	11月18日	水道事業運営委員会	10
		パブリックコメント	11月1日		1
下水道管理課	公共下水道使用料の改定	審議会等	10月13日	下水道事業運営委員会	8
下水道建設課	公共下水道事業計画の変更	縦覧・意見書提出	9月1日		0
管理課	小学校及び中学校の規模・配置等検討	その他	4月26日	小学校及び中学校の規模・配置等検討会	18
管理課	南線小学校環境整備検討	その他	1月18日	南線小学校環境整備検討会	11
管理課	学校開放使用料(緑苑台小学校)の新設について	審議会等	11月16日	使用料、手数料等審議会	10
学校教育課	平成16年度奨学生選考	審議会等	5月24日	奨学審議委員会	11
学校教育課	就学援助制度の見直し	パブリックコメント	12月24日		6
スポーツ・青少年課	青少年問題対策推進方針の策定	審議会等	10月26日	青少年問題協議会	21
スポーツ・青少年課	「子どもの健全育成サポートシステム」による児童生徒に関する個人情報の警察署からの収集及び警察署への提出について	審議会等	1月27日	情報公開・個人情報保護審査会	5
社会教育課	平成16年度石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰被表彰者の決定	審議会等	12月20日	教育委員会芸術文化・スポーツ表彰選考委員会	9
社会教育課	平成16年度石狩市芸術文化振興奨励補助金交付対象事業の決定	審議会等	11月9日	社会教育委員の会議	10
給食センター	今後の学校給食のあり方についての検討	審議会等	3月31日	学校給食センター運営委員会	14
文化財課	市指定文化財旧長野商店活用方針の検討	審議会等	9月8日～	文化財保護審議会	8
地域教育推進室	教育プラン後期基本計画の策定	審議会等	6月7日～	教育プラン後期基本計画策定委員会	15
		その他	11月10日	教育フォーラム	97
地域教育推進室	(仮称)子どもの読書活動推進計画の策定	審議会等	6月7日～	教育プラン後期基本計画策定委員会	15
		その他	11月10日	教育フォーラム	97
農業委員会事務局	標準小作料(平成17～19年度)の設定	審議会等	3月16日～	標準小作料設定協議会	13
合計	59案件	73手続			6,846

手続の内容	平成16年度		平成15年度		増減	
	手続件数	参加者数	手続件数	参加者数	手続件数	参加者数
パブリックコメント	16	22	10	18	6	4
ワークショップ	1	64	2	227	-1	-163
審議会等	42	505	33	372	9	133
その他	10	6,255	11	408	-1	5,847
縦覧・意見書提出	4	0	3	0	1	0
合計	73	6,846	59	1,025	14	5,821

資料2 平成16年度制定(改正)条例・規則等一覧(市民参加手続関連)

条例(21)

	令 達 年月日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)	問 題
1	16.4.1	市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例(一部改正) 個人市民税均等割2,500円を3,000円に、専業主婦の均等割非課 税措置廃止など	規則8条1号により不要 (地方税法)	
2	16.6.30	証明等手数料条例(一部改正) 船員手帳の交付等手数料1,900円を1,950円に	規則8条1号により不要 (船員法関係手数料令)	
3	16.6.30	市税条例(一部改正) 個人市民税所得割の老年者控除の廃止	規則8条1号により不要 (地方税法)	
4	16.6.30	老人医療費の助成に関する条例(一部改正) 助成対象年齢を68歳から段階的に引き上げ、H19年度末で助成 制度を廃止	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に 基づく手続)	
5	16.6.30	重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例(一 部改正) 1割の自己負担導入など	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に 基づく手続)	
6	16.6.30	乳幼児医療費給付条例(一部改正) 通院助成対象年齢の引き上げ、1割の自己負担導入など	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に 基づく手続)	
7	16.9.29	情報公開条例、個人情報保護条例(一部改正) 公の施設への指定管理者制度導入に伴い、指定管理者が保有 する情報の公開と個人情報保護義務を課す	情報公開・個人情報保護 審査会	
8	16.12.3	石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否を問う住民投票 条例(制定)	直接請求によるものなので 市民参加手続は不可能	
9	16.12.22	個人情報保護条例、情報公開・個人情報保護審査会条例(一部改 正) 個人情報の存否応答拒否、自己情報利用停止請求権、罰則規定 の追加など	情報公開・個人情報保護 審査会	
10	16.12.22	総合保健福祉センター条例(一部改正) 指定管理者制度導入に伴い、開館時間・休館日の規定を規則か ら移す	規則8条3号により不要 (実質的な変更なし)	
11	16.12.22	老人デイサービスセンター条例(一部改正) 指定管理者制度導入に伴い、開館時間・休館日の規定を規則か ら移す	規則8条3号により不要 (実質的な変更なし)	
12	16.12.22	寿の家条例(一部改正) 指定管理者制度導入に伴い、開館時間・休館日の規定を規則か ら移す	規則8条3号により不要 (実質的な変更なし)	
13	16.12.22	保養センター条例(一部改正) 指定管理者制度導入に伴い、開館時間・休館日の規定を規則か ら移す	規則8条3号により不要 (実質的な変更なし)	
14	16.12.22	観光センター条例(新設) 開館時間・休館日、入館制限など、観光センターの利用条件を定 める	パブリックコメント(意見0)	
15	16.12.22	開発行為許可申請手数料条例(新設) 北海道からの権限委譲に伴い、市が行う開発許可の申請手数料 を新設	使用料、手数料等審議会	
16	16.12.22	下水道条例(一部改正) 下水道使用料の引き上げ	下水道事業運営委員会	
17	16.12.22	市立学校施設使用料条例(一部改正) 緑苑台小学校特別教室の開放開始に伴う使用料の設定	使用料、手数料等審議会	
18	17.3.28	証明等手数料条例(一部改正) 船員に係る雇入契約の届出について(手数料は同額)	規則8条3号により不要 (実質的な変更なし)	
19	17.3.28	長寿祝金条例(廃止) 満70歳以上の節目年齢到達者への祝金交付の廃止	社会福祉審議会	

	令 達 年月日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)	問 題
20	17.3.28	企業立地促進条例(新規) 石狩湾新港地域への企業誘致を目的とする助成内容の設定	パブリックコメント(意見3)	
21	17.3.31	市税条例及び都市計画税条例(一部改正) 災害に伴う非難指示等が翌年に及んだ場合に、指示の解除後3 年度分までの住宅用地の特例適用など	規則8条1号により不要 (地方税法)	

規 則(5)

	公 布 年月日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)	問 題
1	16.6.30	福祉のまちづくり条例施行規則(新設) 事業者在一定水準での整備に努める義務を課し、市民に利用妨 害行為を禁じる「公共施設等」などの範囲を定める	条例は15年度に審議会・ PC実施 (資料3「問題事例所管ヒ アリング調書」あり)	
2	16.9.7	保養センター条例施行規則(一部改正) 定休日を「第2・4火曜日」から「第4火曜日」に変更	パブリックコメント(意見0)	
3	16.9.30	重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例施 行規則(一部改正) 条例改正に伴い、医療費助成の対象となる所得基準額、一部負 担金の額、基本利用料の自己負担限度額を定める	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に 基づく手続)	
4	16.9.30	乳幼児医療費給付条例施行規則(一部改正) 条例改正に伴い、一部負担金の額、基本利用料の自己負担限度 額を定める	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に 基づく手続)	
5	17.3.31	企業立地促進条例施行規則(新設) 企業立地促進条例の特例措置の対象者の基準の設定	パブリックコメント(意見2)	

要 綱、要 領、基 準

	令 達 年月日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)	問 題
		該当なし		

資料3 平成16年度問題事例所管ヒアリング調書

担当課	保健福祉部福祉総務課	対応日	H17.5.17
件名	福祉のまちづくり条例施行規則の制定にかかる市民参加手続について		
<p><経緯・経過></p> <p>平成16年6月30日に公布された「福祉のまちづくり条例」は、福祉のまちづくりに関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の基本的な施策等必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的としている。</p> <p>同日に公布された施行規則は、同条例第5条「事業者の公共的施設等の整備義務」と、第6条「市民の公共的施設等の利用妨害行為の禁止」に規定する「公共的施設」等の具体的な範囲を定めたものである。</p>			
<p><担当課所見></p> <p>本条例制定にあたっての市民参加手続としては、福祉のまちづくり検討委員会や社会福祉審議会で検討しており、パブリックコメントも実施している。</p> <p>また、「公共的施設」等の具体的な範囲を定めた施行規則についても、同検討委員会において検討がなされ、その答申を踏まえて制定したものである。同規則の制定にあたっては、市民参加手続としてパブリックコメントは実施していないが、条例本文の第2条第3号において、公共的施設の定義を「官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、商業施設、道路、公園その他多数の者が利用する施設」と定めており、具体的な施設は列挙されていないものの、一定の施設の範囲はこの規定により市民に理解できるとともに、事業者等に義務を課す具体的な「整備基準」等を定めた内容ではないため、パブリックコメントは不要と判断した。</p>			
<p><市民参加担当課所見と今後の対応></p> <p>本規則は、市民の声を活かす条例に定める「市民参加手続の実施」の項目中、義務の付加と行政指導の内容について規定したものであることから、条例案と同様にパブリックコメントは必要であったと判断する。</p> <p>今後、条例、規則等の内容については、事前に市民参加制度担当と協議することとし、再発の防止について職員研修等で徹底していくこととする。</p>			

福祉のまちづくり条例（抜粋）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努めなければならない。

3 事業者は、高齢者及び障害者の雇用の促進に努めるとともに、その職場環境の整備に努めなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は相互に協力して、福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

資料4 平成16年度策定(改定)計画等一覧(市民参加手続関連)

計画等(7)

	策(改)定 年月日	計画等名称(担当課)及びその策定(改定)経過	備考(市民参加手続等)
1	16.7.5	地域情報化計画(策定)(情報管理課) 市の原案について、パブリックコメント手続(5月1日~31日)を実施したが、意見提出がなかったことから、助役を本部長とする庁内組織「IT戦略推進本部」において、この原案に一部字句表現等の修正を加え、7月5日付けの市長決定を経て策定した。	パブリックコメント
2	16.9.16	公共下水道事業計画(変更)(下水道建設課) 事業期間の2年延伸の変更について、パブリックコメント手続(16年8月2日~9月1日)を実施したが、意見提出がなかったことから、担当が作成した原案を、9月13日に北海道知事に申請し、9月16日付けで認可されました。	縦覧・意見書提出
3	17.2.25	石狩市地球温暖化対策推進計画(策定)(環境課) 市の原案について、16年11月16日の環境市民会議での検討、同日の環境審議会の答申を経て修正した計画案に基づき、12月2日事業者との意見交換会(説明会)を開催した。パブリックコメント手続(16年12月6日から17年1月6日)に対する意見提出はありませんでした。その後、原案に基づき、2月25日付けの市長決定を経て策定した。	環境市民会議での検討 環境審議会 事業者との意見交換会 パブリックコメント
4	17.3.23	森林整備計画(変更)(みどりの課) 森林法の一部改正(特定保安林関係)による計画の変更について、所有者意見交換会(12月15日)及び縦覧・意見書提出(17年1月14日~2月14日)において意見提出がなかったことから、北海道森林管理局長の意見聴取及び北海道知事との協議を経て、原案どおり3月23日付け市長決定により変更を行った。	所有者意見交換会 縦覧・意見書提出
5	17.3.29	用途地域の定期見直しに関する都市計画(準防火地域、高度地区、地区計画、特別用途地区)(変更)(都市計画課) 16年7月1日から7月8日に各地区ごとに説明会(意見聴取)を行い、出されたご意見を検討した上で石狩市案を作成した。他の都市計画案件と併せて、17年1月11日から1月25日に案の縦覧を行い、縦覧者は1名で、意見書の提出がなかったことから、市案を2月14日開催の都市計画審議会に諮問した結果、妥当であるとの答申を得た。3月18日に北海道から市案についての同意を得て、3月29日付けで都市計画を決定・変更し、同日付けで告示した。	縦覧・意見書提出 都市計画審議会
6	17.3.31	教育プラン後期基本計画・子どもの読書活動推進計画(策定)(地域教育推進室) 計画の策定について、16年6月7日に教育プラン後期基本計画策定委員会に策定を依頼し、6回の策定委員会とのべ6回の教育フォーラム開催等、市民の声を聴く機会の開催を経て、17年3月31日に教育長決定した。	いしかり教育フォーラム 教育プラン後期基本計画 策定委員会
7	17.4.1	地域防災計画・水防計画(改定)(ISO・防災担当) 石狩市地域防災計画・水防計画の改定(案)について、16年2月20日から3月22日までパブリックコメントを実施したが意見はなく、6月に北海道知事との事前協議を行い、17年2月1日付けで回答のあった修正内容について、3月1日開催の石狩市防災会議で承認された。その後、北海道に本協議として提出し、3月22日に「問題なし」の回答がきたため4月1日付けで策定した。	パブリックコメント(15年度) 防災会議

資料5 平成16年度市民意見の積極把握をした事例（市民参加手続関連）

所管部課		テーマ	手法	時期	参加者 (回答者)数
企画 財政 部	企画調整課	3市村合併に関し、合併する場合・しない場合の姿についての感想と住民投票の是非について	全戸アンケート 配付件数 19,851件	16年9月中旬 ～9月30日	5,939人 (回収率)29.9%
		3市村合併の賛否について	公聴会 発表者4人(賛成1人、反対3人)	16年9月16日	80人
生活 環境 部	環境課	地球温暖化対策推進計画の策定について	環境審議会への諮問案について、広く市民の声を取り入れるため、「環境市民会議」で検討。検討結果の公表。	16年11月16日	5人
			商工会議所環境問題特別委員会の各事業部会代表者との意見交換会（説明会）	16年12月2日	10人
建設 部	都市計画課	用途地域の定期見直しに関する都市計画変更について	用途地域の定期見直しに関する都市計画変更に係る説明会（意見聴取）を各地区で実施。 本町地区、新港地区 緑苑台地区、全地域	16年7月1日 16年7月2日 16年7月7日 16年7月8日	21人 1人 52人 0人
生涯 学習 部	地域教育推進室	教育プラン後期基本計画・子どもの読書活動推進計画の策定	計画の策定にあたり、広く市民の声を取り入れるため「いしかり教育フォーラム」を開催。 南コミ、北コミ、八幡コミ、南コミ、八幡コミ、北コミ	16年8月25日 16年8月26日 16年8月27日 16年11月8日 16年11月9日 16年11月10日	15人 13人 25人 16人 13人 15人

資料6 平成16年度審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公 開	諮 問	HP	あい ボード	広 報	会議録	傍 聴
1	総務課	政治倫理審査会	1	9 / 2		×	8 / 26	8 / 26	11	9 / 6	0
2	総務課	表彰審査委員会	1	10 / 4	×		9 / 27	-	12	2 / 9	-
3	行政管理課	特別職報酬等審議会									
4	行政管理課	公務災害補償等審査会									
5	行政管理課	行政改革懇話会	1	2 / 14		×	2 / 7	2 / 3	4	3 / 24	2
6	情報管理課	情報公開・個人情報保護審査会	1	5 / 18			5 / 12	5 / 7	7	6 / 18	0
		情報公開・個人情報保護審査会	2	11 / 1			10 / 28	10 / 21	1	11 / 18	0
		情報公開・個人情報保護審査会	3	1 / 27			1 / 25	1 / 13	3	2 / 23	1
		情報公開・個人情報保護審査会	4	2 / 24			2 / 17	2 / 17	4	3 / 18	0
7	ISO・防災担当	防災会議	1	3 / 1		×	2 / 17	2 / 17	5	3 / 2	0
8	企画調整課	総合開発計画策定審議会									
9	企画財政課	使用料・手数料等審議会	1	11 / 10			11 / 1	10 / 28	1	11 / 30	0
10	協働推進・男女共同参画担当	男女共同参画推進委員会	1	5 / 31			5 / 27	5 / 20	7	6 / 16	3
		男女共同参画推進委員会	2	2 / 25		×	2 / 18	2 / 17	4	3 / 29	1
11	企画調整課	市民参加制度調査審議会	1	12 / 17			12 / 7	12 / 9	2	1 / 28	2
		市民参加制度調査審議会	2	2 / 4		×	1 / 31	1 / 31	4	3 / 22	2
		市民参加制度調査審議会	3	3 / 22		×	3 / 10	3 / 10	5	5 / 23	2
12	国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	1	6 / 22		×	6 / 23	6 / 17	8	7 / 20	0
13	市民生活課	生活安全推進協議会	1	11 / 30		×	11 / 29	11 / 25	1	12 / 3	0
		生活安全推進協議会	2	3 / 23		×	3 / 15	3 / 17	5	3 / 29	0
14	市民生活課	コミュニティセンター運営委員会	1	9 / 29		×	9 / 3	9 / 2	11	10 / 27	0
		コミュニティセンター運営委員会	2	3 / 24		×	3 / 7	3 / 10	4	4 / 26	0
15	環境課	環境審議会	1	7 / 21			7 / 12	7 / 8	9	8 / 12	0
		環境審議会	2	9 / 27			8 / 16	8 / 19	11	11 / 4	1
		環境審議会	3	10 / 18			10 / 8	10 / 7	12	11 / 4	0

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公 開	諮 問	HP	あい ボード	広 報	会議録	傍 聴
15	環境課	環境審議会	4	11 / 16		×	11 / 5	11 / 11	1	12 / 13	1
		環境審議会	5	1 / 25		×	12 / 27	12 / 29	3	2 / 1	1
		環境審議会	6	2 / 23			2 / 18	2 / 17	4	3 / 16	2
16	海浜植物保 護センター	石狩浜海浜植物保護センタ ー運営委員会	1	5 / 21		×	5 / 7	5 / 7	7	6 / 10	0
		石狩浜海浜植物保護センタ ー運営委員会	2	11 / 19		×	11 / 11	10 / 21	1	11 / 26	0
		石狩浜海浜植物保護センタ ー運営委員会	3	3 / 14		×	3 / 3	3 / 3	5	3 / 25	1
17	福祉総務課	社会福祉審議会	1	4 / 30			4 / 21	4 / 22	6	9 / 24	4
		社会福祉審議会	2	11 / 26			11 / 22	11 / 18	1	3 / 24	2
		社会福祉審議会	3	12 / 22			12 / 9	12 / 16	2	3 / 24	1
		社会福祉審議会	4	2 / 23		×	2 / 15	2 / 3	4	3 / 30	4
		社会福祉審議会(障害者福 祉)	2	5 / 31		×	5 / 19	5 / 20	7	10 / 1	z
		社会福祉審議会(障害者福 祉)	3	8 / 3		×	7 / 22	7 / 22	10	12 / 8	2
		社会福祉審議会(障害者福 祉)	4	10 / 7		×	10 / 5	9 / 30	12	3 / 24	2
		社会福祉審議会(地域福 祉)	2	6 / 2		×	5 / 19	6 / 1	8	10 / 1	2
		社会福祉審議会(地域福 祉)	3	7 / 30		×	7 / 22	7 / 22	9	12 / 8	1
		社会福祉審議会(地域福 祉)	4	10 / 6		×	10 / 5	9 / 30	12	3 / 24	1
		社会福祉審議会(児童福 祉)	2	6 / 4		×	5 / 19	6 / 1	8	10 / 1	2
		社会福祉審議会(児童福 祉)	3	8 / 4		×	7 / 22	7 / 22	10	12 / 8	4
		社会福祉審議会(児童福 祉)	4	10 / 13		×	10 / 5	9 / 30	12	3 / 24	0
		社会福祉審議会(児童福 祉)	5	11 / 17		×	11 / 15	調整課手違い で掲載できず	1	3 / 24	2
18	こども発達支援セン ター	地域療育推進協議会	1	1 / 20		×	1 / 12	1 / 13	3	2 / 1	0
19	福祉生活課	在宅介護支援センター運営 委員会	1	10 / 20		×	10 / 19	10 / 14	12	2 / 4	0
20	介護保険課	石狩地区介護認定審査会	69	毎週	×		毎回	-	毎月	毎回	-
21	介護保険課	介護保険事業計画等作成 委員会	1	12 / 17			12 / 10	12 / 9	2	12 / 28	2
		介護保険事業計画等作成 委員会	2	3 / 29			3 / 24	3 / 24	5	5 / 10	0
22	健康づくり課	予防接種健康被害調査委 員会									

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公 開	諮 問	HP	あい ボード	広 報	会議録	傍 聴
23	建築課	中高層建築物紛争調整委員会									
24	都市計画課	都市計画審議会	1	4 / 30		×	4 / 23	4 / 22	6	5 / 24	0
		都市計画審議会	2	7 / 20		×	7 / 1	7 / 8	9	8 / 4	3
		都市計画審議会	3	9 / 3			8 / 20	8 / 5	11	9 / 29	10
		都市計画審議会	4	2 / 14			1 / 31	1 / 27		3 / 8	2
25	土地・河川担 当	プロポーザル選定委員会	1	10 / 1	×		9 / 22	-	12	2 / 8	-
		プロポーザル選定委員会	2	10 / 18	×	×	9 / 22	-	12	2 / 8	-
26	商工労働観 光課	地場企業等活性化審議会	1	8 / 26		×	8 / 4	8 / 5	10	2 / 9	0
27	商工労働観 光課	融資制度損失補償審査委員会	1	8 / 9	×		7 / 29	-	10	12 / 2	-
28	業務課	水道事業運営委員会	2	7 / 26		×	7 / 13	7 / 8	9	8 / 20	3
		水道事業運営委員会	3	9 / 28		×	9 / 8	9 / 9	11	10 / 12	2
		水道事業運営委員会	4	11 / 18			11 / 4	11 / 4	1	12 / 2	2
29	下水道管理 課	下水道事業運営委員会	3	6 / 30		×	5 / 22	6 / 17	8	7 / 15	0
		下水道事業運営委員会	4	7 / 22			7 / 14	7 / 15	9	8 / 3	2
		下水道事業運営委員会	5	8 / 18		×	8 / 9	8 / 5	10	8 / 30	1
		下水道事業運営委員会	6	9 / 29		×	9 / 3	9 / 2	11	10 / 5	1
		下水道事業運営委員会	7	10 / 13		×	10 / 7	10 / 7	12	10 / 18	0
30	管理課	石狩市立小学校及び中学校通学区審議会									
31	学校教育課	奨学審議委員会	1	5 / 24	×		5 / 18	-	7	2 / 10	-
32	学校教育課	学校結核対策委員会	1	3 / 15	×	×	2 / 14	-	5	5 / 13	-
33	給食センター	学校給食センター運営委員会(専門部会)	1	4 / 2		×	3 / 22	3 / 25	6	4 / 14	1
		学校給食センター運営委員会(専門部会)	2	5 / 11		×	4 / 9	4 / 15	7	6 / 1	2
		学校給食センター運営委員会(専門部会)	3	5 / 25		×	5 / 12	5 / 14	7	6 / 8	4
		学校給食センター運営委員会(専門部会)	4	2 / 21		×	2 / 9	2 / 10	4	3 / 7	1
		学校給食センター運営委員会(専門部会)	5	3 / 14		×	3 / 3	3 / 10	5	3 / 31	0
		学校給食センター運営委員会	1	9 / 21		×	9 / 14	9 / 9	11	10 / 12	1

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公 開	諮 問	HP	あい ボード	広 報	会議録	傍 聴
		学校給食センター運営委員会	2	3 / 24		×	3 / 7	3 / 17	5	4 / 4	1
34	社会教育課	教育委員会芸術文化スポーツ表彰選考委員会	1	12 / 20	×		12 / 1	-	2	12 / 29	-
35	スポーツ・青少年課	青少年問題協議会	1	7 / 26			7 / 12	7 / 15	9	8 / 27	0
36	社会教育課	社会教育委員の会議	1	6 / 11		×	5 / 31	6 / 1	8	8 / 19	1
		社会教育委員の会議	2	11 / 9			11 / 8	11 / 4	1	12 / 6	0
		社会教育委員の会議	3	3 / 24			3 / 16	3 / 17	5	4 / 19	0
37	社会教育課	生涯学習推進協議会									
38	社会教育課	生涯学習研究委員会									
39	公民館	公民館運営審議会	1	6 / 28		×	6 / 8	6 / 10	8	7 / 20	0
		公民館運営審議会	2	3 / 30		×	3 / 18	3 / 24	8	4 / 20	0
40	文化財課	文化財保護審議会	1	9 / 8			8 / 26	8 / 26	11	1 / 6	0
		文化財保護審議会	2	10 / 12			10 / 8	10 / 7	12	1 / 6	0
		文化財保護審議会	3	11 / 17		×	11 / 12	11 / 12	1	1 / 11	0
41	市民図書館	市民図書館協議会	1	6 / 22		×	6 / 1	6 / 1	8	7 / 22	2
		市民図書館協議会	2	2 / 2		×	1 / 24	1 / 20	4	3 / 11	3
42	海洋センター	B & G海洋センター運営委員会	1	5 / 27		×	5 / 18	5 / 20	7	6 / 2	0
		B & G海洋センター運営委員会	2	3 / 4		×	2 / 23	2 / 24	5	3 / 28	0
43	地域教育推進室	教育プラン後期基本計画策定委員会	1	6 / 7			6 / 3	6 / 3	8	7 / 7	3
		教育プラン後期基本計画策定委員会	2	7 / 13		×	7 / 7	7 / 8	9	11 / 26	2
		教育プラン後期基本計画策定委員会	3	9 / 21		×	9 / 10	9 / 9	11	11 / 26	1
		教育プラン後期基本計画策定委員会	4	10 / 28		×	10 / 29	10 / 21	12	1 / 6	1
		教育プラン後期基本計画策定委員会	5	11 / 30			11 / 25	11 / 25	1	1 / 6	1
		教育プラン後期基本計画策定委員会	6	2 / 28		×	2 / 17	2 / 17	4	5 / 16	1
44	農業委員会	標準小作料設定協議会	1	3 / 16			2 / 23	3 / 3	5	5 / 16	0

		3	93				2	1			99
--	--	---	----	--	--	--	---	---	--	--	----

(セル網掛け箇所は、公開会議の予定公表をしなかったケースなど。)

公開会議の予定公表の状況（事務局担当部別）

事務局担当部	公開すべき会議数（A）	未公表件数（B）	未公表率（％）（B/A）	会議予定の公表（条例第14条第2項）をしなかった審議会等
総務部	8	0	0.0%	
企画財政部	6	0	0.0%	
市民部	1	1	100.0%	第1回国民健康保険運営協議会（再）
生活環境部	13	0	0.0%	
保健福祉部	19	1	5.3%	第5回社会福祉審議会（初）
建設部	6	0	0.0%	
経済部	2	0	0.0%	
水道部	8	0	0.0%	
生涯学習部	29	1	3.4%	第4回教育プラン後期基本計画策定委員会（初）
その他	1	0	0.0%	
合計	93	3	3.2%	

公開会議の予定公表時期（媒体別）及び会議録作成（公表）の状況

公表媒体	平均日数	備 考	
市ホームページ掲示	開催前 10.9日	未公表ケース（開催後の掲示）は、0日として評価	
あい・ボード（情報公開コーナー）掲示	開催前 10.5日	未公表ケース（未掲示）は、0日として評価	
会議録作成（情報公開コーナー備付）	開催後 51.5日	第1回奨学審議委員会	256日
		第4回社会福祉審議会（地域福祉）	168日
		第4回社会福祉審議会（障害者福祉）	167日
		第1回地場企業等活性化審議会	163日
		第4回社会福祉審議会（児童福祉）	161日

公開会議1回当たりの平均傍聴者数は、1.06人。

資料7 平成16年度パブリックコメント手続の実施状況

(1)「石狩市地域情報化計画」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 総務部地域情報推進担当

実施期間 平成16年5月1日から平成16年5月31日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(2)「財政構造改革における取り組み事項の検討」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 企画財政部財政構造改革担当

実施期間 平成16年6月1日から平成16年6月30日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(3)「石狩市保養センター条例施行規則の一部改正」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 経済部商工労働観光課商業労政担当

実施期間 平成16年7月26日から平成16年8月25日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見件数0件

(4)「新たな補助金システムの検討」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 企画財政部財政構造改革担当

実施期間 平成16年8月1日から平成16年8月31日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(5)「上水道広域化施設整備事業の再評価」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 水道部工務課

実施期間 平成16年10月1日から平成16年11月1日まで

意見提出状況 意見提出者1人、意見等の件数2件

意見検討経過 担当が作成した意見の処理原案及び再評価原案をもとに、11月18日の石狩市水道事業運営委員会への説明・審議を経て、事業者による原案が妥当であるとの答申を受けた。なお、この再評価の最終方針については、市関係部局の合議を受けた上で最終決定させ、平成17年1月に厚生労働省へ報告する。

意見検討結果とその理由 下表のとおり。

原案	意見	検討結果・理由	関係課等協議経過
原案：第4章「水需要への影響要因の動向」に関すること	将来の行政区域内人口の推定は「急進はしないけれど伸び続ける」ということであるが、説得力に欠ける。他道圏の市町村の水道計画から見ても過大であり、人口推計の見直しをすべきである。	(採用せず) 市民のライフラインでもある水道政策は、生活の安心と経済活動の活性化を確保すること、そして将来世代に責任が持て、自立したまちづくりの実現を図る恒久水源の確保などを堅持させる基本姿勢をもって計画立案しなければならないという、長期的視点を有する都市政策的な計画であると認識しております。このような基本認識のもと、行政区域内人口の推計作業では、本市におけるまちづくり計画をも十分踏まえ、過去の人口データ実績のみを考えた時系列傾向分析ではなく、地域特性を十分勘案できる要因別分析をもって、定量的かつ論理的に推計したところであります。 なお、今回の行政区域内人口の推計(将来給水人口77,500人には、行政区域外である厚田村の一部地区の人口500人を含んでいる)においては、本市におけるまちづくり計画でもある「都市マスタープラン」の目標人口を上限值として設定し、目標最終年度を平成47年度と設定した上で現在計画を見直し、下方修正したところであります。	

<p>原案:第4章「代替案立案等の可能性」に関すること</p>	<p>今回の代替案立案等については、過去に提案されたことはなく、そのこと自体は評価に値すると判断する。</p> <p>しかし、代替案の内容そのものは石狩市が一方的に調査したものであり、石狩西部広域水道企業団の構成自治体が一丸となって行っていない。この代替案検証については、全体で議論すべきである。</p>	<p>(採用せず)</p> <p>今回の事業再評価は、平成9年度に第7期拡張事業として国の認可を受け取り進めてきている、本市の上水道広域化施設整備事業を対象としたものであります。よって、本再評価における代替案の検証は、現在計画である石狩西部広域水道企業団からの用水供給に代わり得る水源として、本市周辺の地勢を鑑み、客観的に選定した代替案によって各々検討を進めてきたところであります。</p> <p>なお、本市と時を同じくして事業再評価を行っている石狩西部広域水道企業団では、本市を含めた同企業団の構成団体が一丸となって、各種視点からその代替案の検証を行っているところであります。</p>
---------------------------------	--	---

(6)「仮称石狩市観光センター条例(案)」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 経済部商工労働観光課

実施期間 平成16年10月1日から平成16年11月1日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(7)「就学援助制度見直し」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 教育委員会学校教育課学校教育担当

実施期間 平成16年11月25日から平成16年12月24日まで

意見提出状況 意見提出者6人、意見等の件数9件

意見検討経過 「就学援助制度見直し」については、検討した結果、市の原案どおり平成17年4月から実施することとします。

意見検討結果とその理由 下表のとおり。

1 市の原案に対する意見

原 案	意 見	検討結果・理由	関係課等協議経過
<p>経済的な理由により準要保護者に認定する場合の基準を次のとおり見直します。</p> <p>改正前 世帯の前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下</p> <p>改正後 世帯の前年収入が生活保護基準額の1.4倍以下</p>	<p>認定基準は他市並みの水準にすべき。</p> <p>認定基準は所得だけでなく、生活水準(子どもに携帯電話を所持させている、自家用車・持ち家等を所有している場合は対象外とするなど)も取り入れてはどうか。(同様な意見ほか1件)</p> <p>現在、就学援助を受けていますが、基準が厳しくなり、認定されなくなると困るので、見直しには反対です。(同様な意見ほか1件)</p>	<p>(採用)</p> <p>原案での見直しを行なうと、石狩管内他市と概ね均衡が図られると考えています。</p> <p>(採用せず)</p> <p>生活水準での判定は、すべての申請家庭の生活実態により判断することとなりますが、その基準など判断が大変難しいものとなり、これを包括的判断基準として収入とするものです。</p> <p>携帯電話の所有については、市として正確な把握手段がありません。自家用車は通勤等での必要性から、ほとんどのご家庭で所有し、やむを得ない面があると考えます。持ち家は、福祉では厳しく審査されておりますが、本市では持ち家の率が高く、取得の形態も様々であり、このことをもって対象外にはしてありません。しかし、認定基準の積算においては、「借家」と「持ち家」では、「持ち家」が当然厳しくなっています。</p> <p>このようなことから、前年度の収入等で総合的に判断させていただくことが客観的にも適当と考えています。</p> <p>(採用せず)</p> <p>現在の当市の認定基準では、経済的に比較的余裕があると考えられる世帯も認定されることから、「生活保護世帯に準じる程度に困窮している児童生徒の保護者」という法の趣旨に沿うよう基準見直しを行なうもので、真に援助を必要としている人を除外するものではありませんので、ご理解願います。</p>	

2 その他の意見

原 案	意 見	検討結果・理由	関係課等協議経過
その他関連事項 (1)母子世帯について (2)喫煙による認定の除外について (3)補助内容について	母子世帯に配慮し、もう少し慎重に検討してほしい。	(採用せず) 今回の見直しの対象は、「経済的な理由による」申請での認定基準見直しであり、児童扶養手当を受給されている母子世帯の方の認定は、これまでと同様です。	
	タバコを未成年者の子どもに吸わせている、または親が吸っている場合は認定の対象外としてほしい。	(採用せず) 喫煙と就学援助の認定は、別問題であり、喫煙をもって認定の対象外とすることは不適当と考えます。	
	保護者が働いている場合は、所得に関係なく補助内容すべてについて無料で与えるのは廃止したほうがよい。	(採用せず) 学校教育法第25条等により、市町村は経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を援助する責務があります。認定者に対する援助内容は、国の補助対象費目と同様に行っています。これは、関係法令等により、必要なすべての費目について給与すべきものとされているからで、他市町村でも同様の援助を行なっています。	
	認定者に対し一律に補助するのではなく、困窮の程度により、補助の内容も変えてはどうか。		
認定者に対する補助で給食費の援助は必要と考えるが、学用品、体育用具実技費、医療費などは過大な援助ではないか。			

3 質問

見直しにより削減した予算の使い道は何でしょうか。	(回答) 市の財政は、景気による税収の落込みなどにより、ここ数年は収支バランスを欠き、不足分を貯金で穴埋めしている状況となっています。さらに国からの補助金や地方交付税の削減も相まって、このままでは財政破綻の危機に直面するため、平成14年度から市の各種制度の見直しを行なっています。この度の就学援助の見直しもその一つであり、認定基準を他の都市並みに見直そうとするものです。ですから、この予算を削減して他に使いたいという意図で見直しを行なっているわけではないことをご理解願います。	企画財政担当
--------------------------	---	--------

(8)「平成16年度事業評価(試行)の作業中間報告」についてのパブリックコメント手続の状況

担 当 企画財政部参事(事業評価担当)

実施期間 平成16年11月25日から平成16年12月27日まで

意見提出状況 意見提出者2人、意見等の件数8件

意見検討経過 下表のとおり。

事業名	みどりのリサイクル事業	事業番号	18
担当部課	生活環境部みどりの課	部長氏名	吉田 保雄
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
収集日の設定を一定期間だけでなく、幅広く設定すべきである。年間を通じ効率的に収集するためには、ゴミ収集業者と連携し、剪定枝や雑草の排出の連絡を取り合い収集すべきである。	(一部反映する) これまで一定期間を収集設定していましたが、冬期を除き剪定枝、草花が出されていることから、17年度より6月第一週から毎月定期的に収集するよう工夫していきます。また、収集方法については、ゴミ収集車と別の車で収集しており、費用の関係で毎回の収集ができません。毎月定期的に収集し、収集日に剪定枝や草花を出すよう市民周知に努めていきます。		

他のゴミとの混在を防ぐために、回覧により周知を図るとよい。	(反映する) 2カ年の排出状況を調査しているが、徐々に可燃ゴミと枝葉を分けて出しているステーションが増加しており、枝の結束もビニールから天然繊維性の紐が増加しています。より一層、回覧などで周知を徹底していきます。	ごみ対策課
事業効果が直ぐあがらなくても、継続するべきである。	(反映する) 資源の有効活用や循環型社会を目指した資源の再利用の点でも市民の協力を得ながら取り進めていきます。	

事業名	健康増進事業	事業番号	35
担当部課	保健福祉部健康づくり課	部長氏名	棚橋 文男
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
年代別健康教室について (シニア運動継続コース) (1)同コースの指導者は、高齢者の健康づくりの理論・実践に優れた、広山智津先生であり、継続して長く指導が受けられるよう配慮するとともに、同コースを今後も継続して実施してほしい。	(反映する) 現在、広山先生には介護予防教室で指導をいただいております。今後も指導をお願いするとともに、シニア運動継続コースについても引き続き実施できるよう支援してまいります。		
(2)会員については、公平に健康増進の機会が与えられるよう広報等で公募することが必要である。	(今後の参考とする) 本会は、会員によって運営されており、公募は会員の意思によるものと考えます。広報に掲載することは可能であります。		
(3)市民の健康に対する関心を高めるためには、事業の成果をまとめ、公表することも必要	(今後の参考とする) 健康づくりへの市民の意識向上を図る上で、事業の啓蒙、成果の周知は必要と認識しておりますが、成果の公表等については、会員との話し合いが必要であります。		
健康運動個別指導のトレーニングマシンについて (1)利用促進策として利用者のデータを保管・集積し利用者の便宜を図るべき。	(反映する) 個別のデータは、パソコンに集積し、体力測定結果の変化等、個々に説明をしております。 (集団としてのデータ分析は、現システムでは困難であります。)		
(2)高齢者にも利用ができるようにしてほしい	(反映する) 平成15年度から虚弱な高齢者を対象に「パワーリハビリ」(マシンを利用した運動指導)を実施しています。 (教室のメニューとして取り入れることについては、今後、検討してまいります。)		

(9)「石狩市地球温暖化対策推進計画の策定」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 生活環境部環境課

実施期間 平成16年12月6日から平成17年1月6日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(10)「石狩市地域福祉計画の策定」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 保健福祉部福祉総務課

実施期間 平成16年12月30日から平成17年1月31日まで

意見提出状況 意見提出者3人、意見等の件数9件

意見検討経過 下表のとおり。

計画書項目	意見の要旨	検討結果・理由	関係課等協議経過
計画書全体	計画内容について、早期に実現されるよう希望します。	(反映済み) 本計画は、「計画の策定がゴールではなく、地域住民やサービス事業者などと一緒にスタートする」という観点から、計画策定後においても、住民等が主体となった組織体制(仮称:石狩市地域福祉推進会議)を整備し着実な計画の推進を図っていきます。	
P19 重点課題1	「福祉に対する理解を深め福祉のこころを醸成するための周知・啓発」を「福祉に対する理解と関心を深めて福祉活動の周知・啓発」に変更する。 理由として、こころを醸成するとはどのような意味が理解できず、人によってその意味合いが違い、適切な表現ではないと考えるので変更すべきと思う。	(一部反映する) 分かりづらい表現となっていたので、後の文章を含め、「地域住民相互の交流活動を推進するとともに、福祉に対する理解と関心を深めるため、」と修正しました。	
P21 1 基本理念	「ひとりひとりの人権が尊重され」を、2行目の「高齢者、障がい者、児童」などの前に挿入すべきと考える。	(反映する) 個人の尊厳を重視することは、社会福祉の基本理念に資するものであり、本計画策定の基本的視点でもあることから、「一人ひとりの人権が最大限に尊重され、高齢者、障がい者、児童などの区分なく」と修正しました。	
P26 1-1 福祉教育の推進	将来に向けて地域福祉に係わる人材育成が大事と考えますので、福祉教育講座等を充実させた方が良いと思います。	(反映済み) 住民の主体的な福祉活動への参加を促進するには、福祉に対する理解と関心を深める必要があると考えます。そのため学校や地域での出前講座やボランティア養成のための講習会を開催するとともに福祉に関するわかりやすい情報の提供を行ないます。これらの活動を継続することにより将来の地域福祉のリーダー的人材を育成します。	
P26 1-1 福祉教育の推進の文中	「市民一人ひとりの心の中に、やさしさを育て」を削除する。 理由として、同じ意味の表現が次に出ているので必要ないと思う。	(反映する) 削除しました。	
P28 1-2 地域福祉を推進する人材の育成 P45 3-3 協働・連帯による地域再生の推進	地域福祉向上のため、NPO法人の果たす役割には非常に大きいものがあると思います。NPO法人の活動をさらに飛躍させるために、「事業型NPO」の普及を目指すのも良いと考えます。	(一部反映済み) 地域に密着した生活支援サービスなどのコミュニティ・ビジネスの創設や活動を起点として、事業型NPOを始め様々な形態のNPOが設立・運営されていくことは地域を元気にするために非常に重要なことと考えますので、今後も地域福祉向上のためNPOやボランティアなどの連携をさらに強めていきます。 【参考:コミュニティ・ビジネスとは】地域の人々が、地域に眠っている資源(労働力、原材料、技術力など)を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を図っていくという公共性の高い事業。 【参考:事業型NPOとは】業務の受託や収益事業の展開等で継続的に事業を行なうNPO。	協働推進・男女共同参画担当

<p>P3 1 1 - 4 地域福祉活動のための拠点整備</p>	<p>情報提供や情報交換の場として、地域福祉活動拠点を整備する際には、施設とともに人員体制の整備が必要であると思う。</p>	<p>(反映せず) この計画では、市内にある各種社会資源の有効利用を図って、身近な地域で情報交換や交流の場を整備することとしていますが、地域福祉活動には多様な主体が参加しており、拠点の形態も様々であることから、人員体制も含めた運営方法については各団体の自主性を尊重することになります。</p>	
<p>P3 1 1 - 5 地域福祉活動のための拠点整備 P4 4 3 - 2 社会福祉協議会との連携強化・支援</p>	<p>地域福祉活動拠点を整備することにより、地区社会福祉協議会活動も発展・活性化すると思われるので、拠点整備を確実に進めてほしい。</p>	<p>(反映済み) 地域福祉活動の拠点整備については、地域福祉活動の活性化を図る上で重要なことと考えており、その拠点整備につきましては、上記項目でお答えした通り、この計画では、市内の会館や空き店舗など、様々な社会資源の有効利用を図り整備することとしております。しかし、実際にこれらの施設を拠点に事業を展開していただく主体は、地区社会福祉協議会を含めた各種団体に属する地域住民の方々であり、その事業運営は各団体の自主性を尊重するものと考えております。また、地区社会福祉協議会活動の充実についても、活動拠点を整備することにより、より活発化が図られるものと思いますが、今後も市社会福祉協議会を通じて、小地域福祉活動の活性化に向けて一層支援していくこととしております。</p>	
<p>P3 8 2 - 3 健康・生きがいづくりコミュニティの推進</p>	<p>高齢者が安心して快適に住み続けられる住宅と住環境の整備を図る必要があると考えます。具体的には、ケアハウジング・優良賃貸住宅・老人専用住宅の建築の検討をお願いします。</p>	<p>(一部反映済み) いきいきと充実した老後の生活を送るためには、生活の基盤となる住宅を確保するとともに住環境の整備が大切になります。しかし、高齢者を取り巻く住宅事情は十分とは言えず、個人で解決することが困難な問題を抱えている方が少なくありません。このようなことから、この計画においても2-3-(5)「誰もが暮らしやすいまちづくりの推進」の中で、住環境の整備を促進することとしておりますが、高齢者に対する住宅事情の一層の改善を目指すためには、福祉施策と住宅施策の緊密な連携が必要となることから、これらの具体的な施策については、平成17年度に策定予定の「石狩市高齢者保健福祉計画」や今後策定予定の「石狩市地域高齢者住宅計画」などで示し、これらの計画に基づいて推進することとしています。また、これらの計画を効果的に実現していくためにも、地域において高齢者の方々を支えていただく地域住民、ボランティア、NPO等市民活動団体の方々との連携・協働を一層強化していきます。</p>	<p>建設部建築課</p>

(11)「石狩市次世代育成支援行動計画の策定」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 保健福祉部こども支援計画担当

実施期間 平成16年12月30日から平成17年1月31日まで

意見提出状況 意見提出者3人、意見等の件数19件

意見検討経過 下表のとおり。

計画書項目	意見等の要旨	検討結果・理由	関係課等協議経過
P.12 - 2の表中	登校拒否を不登校に統一した表記がよいと考える。	(反映する) 学校に行かない・行けない等の状況を踏まえ、 <u>不登校</u> の表記に統一します。	教育委員会
P.37 (1)子どもの視点	子どもたちが誰からも愛されて成長できる施策を削除し、 <u>子どもの視点にたった施策を推進します。</u> に変更する。	(反映せず) 次代を担う子どもを社会全体が子どもの視点にたち支え合いながら育まなければならないことと考えます。	
P.37 (3)すべての子どもと家庭へ支援する視点	現在、ひとり親家庭が多いことから文中に「 <u>ひとり親家庭</u> 」の言葉を表記するよう望む。	(反映せず) すべての子どもと家庭には、母子・父子・親のいない子・障がいのある子など様々な形態があると考えます。	
P.39 P.64に関連 6.子どもの主体性を尊重する環境づくり	「子どもの権利条約について」は、まだまだ周知されていないので子どもも大人も、子どもに権利があることを知る必要がある。より積極的に取り組むことを表記するよう求める。 「子どもの権利条約」に基づくことが明記されていますが、石狩市の子ども権利条例を制定した中で、子ども施策を進めるべきと考えます。	(反映せず) 本計画は、子どもの幸せを第一に考えて策定されており、条例の制定にとらわれず、子どもの人権・権利をあらゆる分野が連携し認識・理解しあいながら、周知・啓発はもとより、子どもや大人、それぞれの視点から主体性や社会性等が尊重される環境づくりが優先と考えます。	教育委員会
P.42 在宅の子育て家庭への支援	産後支援ヘルパーの派遣事業と乳幼児健康支援一時預かり事業については、 <u>ヘルパー</u> と限定せず、 <u>ヘルパー等</u> として、幅広く支援ができる体制づくりが必要と考える。	(反映する) <u>ヘルパー</u> を <u>ヘルパー等</u> に変更します。 意見の趣旨と同様、幅広い方々が支援できる体制づくりが必要と考えます。	健康づくり課、児童家庭課
P.45 障がい児保育の充実	障がい児保育については、公立・私立を問わず、すべての保育所で障がいのある乳幼児を受け入れるべきと考える。 さらに、放課後児童会についても、障がいのある児童を受け入れるべきと考える。	(反映せず) 今後、国等において障がい(児)者への各種の制度改正が予想されます。計画の個別事業の「障がい・発達に遅れのある子どもへの施策の充実」や「保育所の整備」により進めることとしております。	教育委員会、児童家庭課、児童館
P.46 子育てを支援する就労づくり	「児童館の充実」、放課後児童保育に関しては、利用料の設定が必要と考えます。 費用負担のあり方でも検討されると考えますが、実施内容の検討と設置場所の検討と共に早急に検討すべきです。	(反映せず) 現行サービスや新たな保育サービスなど、地域特性、適正配置等を含め費用負担等を検討していく考えです。	児童館
P.51 特別支援教育体制の整備	児童ディサービス事業については、障がい児の集団生活の適応訓練という位置づけから考えると、当然、中高生も含まなければならないのではないかと思います。 事業の追加として、特別支援教育の対象となる児童生徒に関する障害特性を地域で理解するための周知、啓蒙を図る必要があると思うので入れるべきではないか。	(反映せず) 児童ディサービス事業は、今後、国等において各種の制度改正が予想されることから、その動向を見定めていきたいと考えています。 また、本計画の個別事業「地域と連携した社会参加を促進する取り組み」では、地域の理解がなければならないことから、周知・啓蒙も含まれると考えます。	こども発達支援センター、福祉生活課

P.53 育児相談・指導の充実	子育て、育児相談については、生活全般が夜型になってきている現状から夜間相談日も設ける必要があると思うがどうか。	(反映せず) 子どもにとって夜型生活になることは、必ずしも良いことと思いませんが、近年、子育て家庭の就労形態等が様々なことなど、計画の個別事業の「保健相談の充実」で対応していく考えです。	健康づくり課
	乳幼児健診体制の充実に健診年齢を就学前まで拡大することが考えられないか。 実施することで、発達障がいなどの早期発見につながり、適切な対応に結びつくと考えます。	(反映せず) 必要に応じて就学前でも、育児相談・指導を行っています。	健康づくり課
P.56 思春期の子どもの心の健康	心の相談支援コーナーの設置については、平成18年度からとなっているが、石狩市の子どもたちを取り巻く状況からも早期実施の必要性があると考えます。	(反映せず) 現在、関係部局で一部対応していますが、支援コーナーの設置については、体制整備等が必要なことから平成18年度を予定しております。	こども相談センター、教育委員会
P.58 子どもたちの居場所づくり	こどもワールド整備事業は、「 <u>こどもが主体で、大人がサポートし、協働で作るあげものとする</u> 」という内容にすることが必要と考える。	(反映せず) 意見内容が基本と思いますが、子どもだけの異年齢同士の共同作業、子どもの創造・感性等、あらゆるものが生まれてくると考えています。	
P.59 子ども等を犯罪等から守る活動の推進	事業名の変更、「 <u>犯罪、いじめ等がおこらないための安心、安全な地域づくり</u> 」に変更する。 子どもを監視するような表現ではなく、子どもを守るための活動なので表現を変えるべきと考える。	(反映する) 意見と同様に考えております。犯罪等のないまちは、すべての市民の願いです。 事業名を「 <u>子どもたちを見守る体制の整備</u> 」に変更します。	
P.61 ひとり親家庭日常生活支援	事業名の母子家庭をすべて「 <u>ひとり親家庭</u> 」に訂正したほうがよいと考える。 母子家庭等日常生活支援事業の <u>ヘルパー</u> の部分を <u>ヘルパー等</u> と変更する。	(反映する) 制度上の名称が一部、「母子」の表記があります。それ以外は「ひとり親家庭」に変更します。 <u>ヘルパー</u> を <u>家庭奉仕員等</u> に変更します。	児童家庭課、こども相談センター
P.62 (3)児童等の自立支援の整備	事業名 <u>(3)児童等の自立支援の整備</u> を <u>不登校等に対する支援</u> に変更する。 文中の最後の部分を変更する。「 <u>子どもや家庭が自立できるよう支援します。</u> 」を「 <u>子どもや家庭を支援します。</u> 」理由として、「自立」の意味をどう解釈するかは人によって異なるので、文中で使用するのはふさわしくないと思う。事業概要中の「自立」も同様です。	(一部反映する) 子どもの抱えている問題を不登校だけでなく、広く捉え、遊び型非行・悩みなどへの対応を考慮し、子どもの立ち直りを支援すること = 自立支援と考えます。なお、子どもの悩みや問題行動への対応を考え、次の内容を計画に加えまます。 ・スクールカウンセラーの配置等整備 ・子育て支援事業の充実・整備	教育委員会
	事業概要の部分について、「 <u>学校復帰の支援</u> 」を「 <u>児童生徒への支援</u> 」と変更する。 理由として、学校復帰が目的ではなく児童生徒の教育権や社会参加を保障することを優先すべきと考える。	(反映する) 適応指導教室は、何らかの理由により学校に行けない児童生徒(遊びや非行などの怠学を除く)に、学校教育を補完する役割として、「心の居場所や学習機会」を提供することを目的としています。 その基本には、学校に通学していただきたいとの願いがありますが、個々の事情や状況を見ながら、結果を急ぐことなく、柔軟に支援していただくことから、「 <u>児童生徒への支援</u> 」に変更します。	教育委員会
P.64 子どもの権利に関する条約の推進	子どもの権利条約のセミナーの開催が、17年度の予定事業として掲載されています。 「石狩市子どもの権利条例」の制定を視野に入れた計画が必要です。	(反映せず) 前段の「子どもを尊重する環境づくり」での説明と同様の考えです。	教育委員会

意見として伺ったもの	<p>石狩市の素案の補足という意味合いで、述べたいと思います。現在、我家は、ふらっとくらぶ、カウンセラーの方達の支援を受けています。その部分では、満足もし、助かっています。しかしながら、ふらっとくらぶの支援を受けている児童生徒の数は、そう多くはありません。フリースクールや子ども達の居場所がない地域では、家庭で過ごす子どもたちが大多数でしょう。また、外出が困難であるという状況の子ども達もいます。ふらっとくらぶは原則「学校復帰」ですが、柔軟性を持った対応で、近年、通う子ども達の数も少しずつ増えていると聞いております。1月16日付けの道新の1面に掲載されたように、「不登校施設も正規校に」という国の動きも出てきています。ふらっとくらぶのような適応指導教室やフリースクールなど、学校以外の教育機関を正規の学校に位置づける。保護者、子どもに多様な義務教育の選択肢を提供するのが狙いだそうです。注目していきたいところです。子どもが学校に対する不安・拒否の感情が強い場合の「学校復帰策」は、あまり意味を成しません。そういう場合には、学校以外の育ちの場や学びの場を求めたほうが子どものためには有益であると考えます。あらゆる社会資源の活用を市民とともに、考えて行ってはいかげでしょうか。・ 公的施設の利用を低料金、あるいは無料・ フリースクールへの通学費用の援助・ 自助グループ（不登校の親の会や子ども達の居場所）の周知・ 外出困難な子ども達への支援を行っている訪問型のフリースクールと行政との協働ホームエディケーション（家庭で育つ）も教育の一つのあり方と考えます。また、スクールカウンセラーが、学校その他の支援の調整役となれる、スクールソーシャルワーカー的要素を持って、活動できれば、より配置の意味や存在が生かされるのではないかと思います。あげればきりが無いほど、支援の方法は多様です。要は個々の子ども達にとって、今、どのような支援が必要かは様々です。どうか、今回のパブリックコメントが実のあるものに結びつきますように。地方財政が厳しい中、予算にも限りがあることでしょう。行政と市民が知恵を絞って、子ども達の未来を明るく豊かなものにしたいと思います。機会を設けてくださった石狩市に、深く敬意を表します。</p>	
------------	--	--

(12)「石狩市障がい者計画の策定」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 保健福祉部福祉総務課

実施期間 平成16年12月30日から平成17年1月31日まで

意見提出状況 意見提出者3人、意見等の件数28件

意見検討経過 下表のとおり。

計画書項目	意見等の要旨	左の理由	関係課等協議経過
P6 (1)障がい者保健予防及び健康増進に関する主要施策	ことばのリハビリの実施年齢は何歳位からか。早期取り組みが重要で効果的と考え乳幼児から取り組む必要性を感じる。	<p>(反映済み)</p> <p>ことばのリハビリは、概ね40歳以上を対象に老人保健事業(機能訓練)として実施しております。乳幼児については、言語のみではなく全体の発達をとらえる必要があることから、1歳6ヶ月健診、3歳児健診に発達相談員を配置して対応しており、必要に応じ相談員と保健師が訪問を実施しております。また、乳幼児健診のほかに、こども発達相談を実施して、言語発達等の相談指導を行っております。</p>	健康づくり課
	言語聴覚士の訪問対象となる年齢は何歳ぐらいからか。上記と同じ理由から、早期取り組みが重要で効果的と考え乳幼児から取り組む必要がある。	<p>(反映済み)</p> <p>言語聴覚士の訪問は、脳血管疾患等で言語障がい有する方を対象に実施しております。乳幼児の対応については上記のとおりですが、障がい等の早期発見、早期対応、早期療育に結びつくよう努めております。なお、市のこども発達支援センターにおいて、療育の一環として言語聴覚士がことばの相談、指導を行っております。</p>	健康づくり課、こども発達支援センター

P 7 (2)障がい者の経済的支援に関する施策	自立して地域で生活する障がい者が、グループホームやケアホームで生活するために18歳から20歳までは障害者年金などがもらえず、その期間が経済的に不安定な期間でもある。その期間の経済的支援を施策に入れるべき(特に、就労のための訓練をしているような障がい者に対して)	(反映せず) 18歳から20歳までに経済的支援につきましても、特別児童扶養手当や障害児福祉手当が20歳まで継続して支給されるため経済的支援が途切れてしまうということはないと考えております。これらの経済的支援に対して、市の単独施策として更なる支援策を講ずることは財政的に困難なため、国や道に対し各種年金等の充実に向けて要望して参ります。	児童家庭課、福祉生活課
P 9 (4)障がい者の相談、教育に関する施策	相談事業の中に精神障がい者の相談件数が載っていないがなぜか。精神障がい者の相談指導も実施すべきと考えるが、市の考えを聞きたい。	(反映せず) 精神障がい者の保健・医療に関する相談、指導等については、精神保健福祉法により基本的に北海道(保健所)の事務とされているため、相談件数は掲載しておりません。しかし、市としては障がい者に関わる相談や指導は、障がいの区分に関わらず全て対応しておりますので、精神障がい者の方からの相談につきましても、保健所等と連携を図りながら可能な限り対応しております。	健康づくり課
	現在、幼稚園では障がい児を受け入れているが、保育園では公・私立ともに受け入れないが、障がい者計画の趣旨からも受け入れるべきと考えるが、市の考えを聞きたい。	(反映済み) 現在、市内保育所2施設で障がい児保育を実施し受け入れており、この計画においても、P38(6)保育・教育・学習機会の充実の主要な施策の中に、保育所における障がい児の受け入れの拡充について盛り込んでおります。	児童家庭課
P 10 (5)障がい者の就労支援に関する施策	心身障がい者地域共同作業所の区分の施設数は実利用者数と思うが。	(反映する) 実利用者数に統一して訂正します。 【図表 - 2 - 6 中、下の2項目の区分の「施設数」を「実利用者数」に改め、所要の箇所(数字)の訂正を行います。】	
P 24 1 基本理念	文中「地域の構成員として、 <u>その人権が尊重され</u> 」というように「その人権が」を挿入して欲しい。	(反映する) 基本理念の「誰もが、地域の構成員として尊重され、」とは、当然、市民一人ひとりの人権を尊重するものと考えますが、昨今の児童虐待や高齢者虐待など、「人権侵害」が社会問題化されている状況を踏まえ、ご意見の通り基本理念にしっかり「人権」を入れるべきと考え、「地域の構成員として人権を尊重され、」に改めます。	
P 28 (1)住環境の整備	障がい者が自立してアパートや住宅を借りる時、保証人のなり手がなく実際は通勤寮などの指導員が保証人となっている現状がある。その部分を公的な機関で取り扱うべきと考え、行政システムの設置を望む。	(反映せず)通勤寮を出られる人はグループホームに入る方が多く、支援費により賄われるため保証人が不要となりますが、グループホームからも独立して一人暮らしができる方には何らかの制度があった方が良いと思われます。しかし、現状では公的な機関が賃貸住宅等の保証機関となることは難しいと考えられます。このような場合、市としては市営住宅への優先的入居について配慮することなどにより対応していきたいと考えております。	福祉生活課

	住環境の整備について、障がい者の生活実態では、精神障がい者の方も住みやすい市営住宅を増やしてほしいと希望しているが、21年度末整備目標の5戸で対応できるのか。	(反映せず) 市営住宅の建替の計画はありますが目標としてもこれ以上の対応は難しいと考えておりますが、公営住宅の入居資格の緩和が予定(H17~)されていることもあり、精神障がい者の方でも条件が整えば単身でも入居できる等、公営住宅へ入居しやすくなることもあり、精神障がい者の方への対応としては、同頁の主要な施策オ.の「優先入居」により、より一層配慮していきたいと考えております。	建築課
	石狩市公営住宅ストック総合活用計画にある南花川団地建替の計画があり、住みやすさから考えても建替時期に障がい者に対応できる公営住宅が必要。	(他の計画において措置済み) ご意見のとおり、建替の際の障がい者対応の住宅については「石狩市公営住宅ストック総合活用計画」において、お年寄りから障がい者まで安全に暮らせる住宅の確保について触れております。	建築課
	住環境については、高齢者対応としてシニア住宅を視野に入れることも今後の課題であると思う。(独居の世帯と複数で構成されている世帯と、部屋の広さが同じでなくてもよいのではないかと)	(他の計画において措置済み) シニア住宅につきましては、石狩市公営住宅ストック総合活用計画におけるシルバーハウジングとほぼ同じ概念によるものと考えられることから、同計画による対応とともに、次期高齢者保健福祉計画の策定の中で、高齢者向けの住環境のあり方を含め幅広く検討を進めていきます。	建築課
P29~30 (3)在宅生活に必要なサービスの充実	児童デイサービス事業の対象年齢を18歳までに拡大し、市の独自サービスとして、事業を推進すべき。	(一部反映する) この計画に位置づけた「児童デイサービス事業」の対象年齢は、国が定めている小学生までとなっております。現在市の「こども発達支援センター」においては、主に就学前児童(低学年の学齢児も一部受入れ)の療育を中心に実施していますが、既に民間事業者(1施設)により学齢児(小学生)を受入れる体制も一部図られており、また、現在国においては中高生の放課後の活動の場となる「障がい児タイムケア事業」なども検討されていることから、その動向も見定めながら、今後も民間活力の導入を図り、事業の拡充に努めて参ります。	こども発達支援センター、福祉生活課
	デイサービス事業に精神障がい者区分も入れるべき。	(反映せず) P30のデイサービス事業の整備目標量は、現在支援費の対象となる事業項目を載せております。現在、支援費の対象となっていない精神障がい者の場合は、デイケア事業となり、特に数値目標を載せてませんが、P29に(主要な施策)のエ.に当該事業の促進について載せています。	福祉生活課
	キ.について「在宅の重度の身体障がい者」を「在宅の身体障がい者」に訂正する。理由としては重度、軽度に関わらずヘッドギア、矯正靴、自助具(スプーン、皿など)が、必要な人がいるので。	(一部反映する) 障がいのある方の日常生活上で不可欠な「日常生活用具」や「補装具」等は、軽度の方も支給対象となりますので、「在宅の重度の身体障がい者」を「在宅等(入院も対象となる場合があるので)の身体障がい者」に訂正します。	福祉生活課

(計画全体)	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、心身障がい者、重度心身障がい者、重度の身体障がい者、全身性障がい者などについては、使われ方や区がわかりづらいので注釈などを設けるべき。	(反映する) 分かりづらい面もありますので、用語説明を設けて所要な注釈をつけることとします。 用語説明はこの表の別表に載せてあります。	福祉生活課
P 30～32 (4)就労支援体制の整備	「障がい者の就労促進のため、企業と福祉・行政などで組織する障がい者雇用を支える組織として、『職親会』などの設立を進める。」という項目を追加してほしい。	(一部反映する) 国の制度である「職親制度」は、本市においても申請受付の窓口を開設しておりますが、登録業者が1件もない状況にあります。しかし、制度の促進を図る上で必要なことと考えますので、(主要な施策)のオ.に「法定雇用率の向上を働きかけるとともに、職親制度の周知を図ります。」という文言を追加し、制度の浸透を図りながら組織づくりについても検討してまいりたいと考えます。	福祉生活課
	就労支援や再訓練や再就職も含めた支援をするところとして雇用支援センターが必要であり、設置すべき。	(一部反映する) ご意見のような「雇用支援センター」は広域的に対応されているため、(主要な施策)のエ.の文中に「北海道障害者職業センターやハローワーク等と連携を図りながら、」と一部加筆するとともに、カ.に「ジョブコーチの利用を促進するとともに、多様な就労相談を支援する知的障がい者の就労援助センター(仮称)の開設を促進します。」を追加します。	福祉生活課
	ク.の通勤寮の設置促進については、石狩湾新港工業団地が近隣にあるので、早期実現を求める。	(反映せず) 近々国において「障害者自立支援給付法」(仮称)の成立が見込まれており、この中で通勤寮等の施設支援サービスが再編されることも予定されております。今後は国の制度見直しの動向を見定め、この法律に沿った支援体制を推進していかねばならないと考えておりますが、現時点では、本計画において「通勤寮の設置の促進に努める。」に止め、通勤寮の早期実現は難しいものと考えております。	福祉生活課
	P27の課題にあるように障がい者の「就労による経済的自立」が求められており、具体的な対策を盛り込むべき。	(反映せず) 就労支援施策については、上記でも触れていますが、現在国において、障がい者の総合的な自立支援システムの構築に向けて、新法案の制定が急がれており、現時点で本計画において具体的な就労支援施策を盛り込むことは難しい状況と考えております。近々に成立する新法の趣旨に沿って、本市の就労支援施策について必要な施策・事業を実施してまいりたいと考えております。	福祉生活課
	主要な施策のウ.福祉ショップの設置は早急に対応できると考える。例えば、りんくるのホール。市役所の1階ホール、市民プールの1階ホール等で対応しながら、空き店舗の活用を並行してすすめることができることが考えられる。	(反映済み) 市としては、りんくるの空きスペース等を利用した福祉ショップの開設については、開設側で店番等の体制整備が解決できれば現状でも受け入れることは可能と考えております。従って、本計画の施策としては「設置を促進する」ものとしておりますが、早期開設に向けて障がい者関係団体等に働きかけて参ります。	福祉生活課

<p>P33 2 地域で安心して生活をおくるために 【課題】</p>	<p>P33 早期発見・予防、P35 の障がいの予防・早期発見とあるが、この予防という意味は何をさすのか。適切な言葉にかえるべき。</p>	<p>(反映せず) 予防については、障がいの発生を未然に防ぐ(1次予防)、障がい等を早期に発見し、治療する(2次予防)、治療後の機能維持、再発の防止(3次予防)というような意味で使っています。</p>	<p>健康づくり課</p>
	<p>課題の5行目に「保健、医療、福祉などの行政的支援」とあるが、「全庁的な支援」とすべきでは。P42の2.計画の推進体制においても全庁的な取り組みが明記されているが、この場面でも必要と考える。</p>	<p>(一部反映する) P33の課題の中で言っている「保健、医療、福祉などの行政的支援」とは、フォーマル(公的)なサービスへの支援を意味していますが、表現的にわかりづらい面がありますので、「保健、医療、福祉などの公的サービスをはじめ、」に改めます。また、P42の2計画の推進体制には、ご意見を踏まえ、同項2行目の「<u>庁内</u>の推進体制の充実を図ります。」を「<u>全庁的に</u>推進体制の充実を図ります。」に改めます。</p>	
	<p>課題中、ITを活用した情報のバリアフリーを進めるために、IT講習の実施の位置づけを明確にすべき。</p>	<p>(反映せず) 現状では市単独でのIT講習会の実施は、費用対効果の面から効率性を欠くものと思いますので、本計画では北海道で実施している「パソコン・ボランティア」の養成講習(今年は9月にりんくるでも2日間講習会が開催される予定とのこと)に力を入れ、まずは障がい者にパソコン等の使い方を教えることが出来る人材を育てていきたいと考えます。</p>	<p>福祉生活課、情報管理課</p>
<p>P34 (1)相談体制・機能の充実</p>	<p>障がい者が結婚後も含め地域でくらす事を支えていけるような地域生活支援センター(身近な相談やサポートを行う)のようなものの設置も必要と考えますが、市の考えを聞きたい。</p>	<p>(反映せず) 障がい者に対する「地域生活支援」といった新たな課題への対応については、現在、国において障がい者の総合的な自立支援システムの構築に向けて新法案が成立される予定であり、同法において市町村が果たすべく「地域生活支援事業」が明らかになるものと考えております。市としても地域生活支援事業の重要性を強く認識しており、現時点では本計画に、市町村の地域生活支援事業の一つとされる「地域生活支援センター」の設置など具体的な施策を盛り込んでいませんが、今後、本計画期間中であっても、新法により当該センターの位置づけが明らかになった段階で、その設置を促進するなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。</p>	<p>福祉生活課</p>
<p>P34 (1)相談体制・機能の充実</p>	<p>障がい者の多くは人と人とのコミュニケーションが出来ず通院して、家にこもったまま、何年も過ぎてしまいます。外に出る手助けとしてピアカウンセラーの養成を強く望みます。そして、一歩外へ出るため、気楽によってほっと出来る場所をいくつか作っていただきたい。</p>	<p>(措置済み) ピアカウンセラーは障がい者自らが障がい者の相談を受けることが役割であり、外出支援の役割を果たすことは難しいと思いますので、計画では外出支援としてガイドヘルパーの養成について促進することとしております。また、障がい者の方が気楽に集える居場所作りについては、P32(6)の「社会参加、本人活動、余暇活動の充実」の(主要施策)のE.で「サロンの開設」を促進することとしております。</p>	<p>福祉生活課</p>
<p>P35 (3)情報提供機能の充実</p>	<p>A.に「また、大型店舗など誰でも気軽に行く場所に情報提供スポットを設置する。」という考えを入れる。</p>	<p>(反映済み) 現在もあい・ボードが大型店舗にも(市内に約30箇所)設置されており何か伝えたい情報等あれば、これを利用していただけるものと考えます。</p>	

<p>P36 (4) 都市・生活環境のバリアフリー</p>	<p>主要な施策のイ.の中の公共施設等の「等」のところには公共性の高い一般大型店舗や地域の商店なども入ると考えられるが、具体的にその部分も表記すべきと思う。</p>	<p>(一部反映済み) ここでいう「公共施設等」とは、市が管理している総合保健福祉センター、コミュニティセンター、道路、公園などの「公共施設」のほか、市役所や出張所などの「公用施設」を含めて「公共施設等」としております。ご指摘の一般大型店舗等については、この「公共施設等」には含まれませんが、同頁の主要な施策のア.に載せた「公共的建築物」には「石狩市福祉のまちづくり条例」に基づき、商業施設として含んでおりますが、イ.に記している「既存施設の改修」については、民間施設のため本計画の施策として講じることは難しいものと考えます。</p>	
<p>P40 (1) ところのバリアフリーの推進</p>	<p>(施策の方向)にある「ノーマライゼーション理念の浸透」の前に「ひとりひとりの人権を尊重した」を挿入する。</p>	<p>(一部反映する) P1の「基本理念」でも「権利」を、ご意見の趣旨を踏まえて挿入することとしましたが、ここでも同じく、ご意見を踏まえ「一人ひとりの人権を尊重したノーマライゼーション理念の下に」に改めます。</p>	

(13)「石狩市企業立地推進条例の制定」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 経済部企業誘致室

実施期間 平成17年1月10日から平成17年2月10日まで

意見提出状況 意見提出者3人、意見等の件数3件

意見検討経過 下表のとおり。

意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由	関係協議経過
<p>当地域の土地利用計画において想定している全ての業種を、条例の適用対象業種としていただきたい。</p>	<p>(採用する) 「石狩湾新港地域土地利用計画」は、国(当時の北海道開発庁)が昭和47年に策定した「石狩湾新港開発基本計画」に基づき、北海道が同地域の総合的、計画的な開発を推進し、流通港湾と一帯となった札幌圏における生産・流通基地の形成を目指して、企業の立地誘導を図ることを目的として昭和51年11月に策定されたものです。 これまで社会経済状況や企業立地を取り巻く環境の変化に対応し、開発方針を維持しつつ、より複合的、弾力的に土地の有効活用に向けた取り組みを進めるため、都度、計画の見直しを行ない現在に至っているところです。 この計画において立地想定する業種は、関係法令にも適合し、新港地域に立地誘導を進める業種であることから本条例の適用対象業種についても同様とすることを施行規則案に規定します。</p>	
<p>土地に対する課税免除業種を「重点誘致対策事業」に限定せず、対象業種全てに設定していただきたい。</p>	<p>(採用せず) 重点誘致対策事業は、新港地域の特性である札幌市に隣接する地理的優位性、札幌圏の重要港湾である石狩湾新港や優れた交通インフラなどの物流機能などの地域特性を生かし、社会情勢や広域的な地域での役割を踏まえ、該当業種の集積を図るために設定するものです。 重点誘致対策事業の設定は、新港地域に立地要因のある企業(ターゲット)を明確にし、ターゲットに対し、集中的な支援(土地に対する課税免除)を行うことにより、目標(誘致)を達成しようとするものであり、企業誘致活動の機動力や本市の限られた財源を効率的・効果的に活用し、企業集積を図っていくうえで必要です。</p>	

<p>企業の設備投資意欲を奮い立たせるためにも対象要件の固定資産評価額5,000万円以上を3,000万円以上としていただきたい。</p>	<p>(採用せず) 本条例は、事業者の初期投資の負担を軽減し、もって企業誘致の推進を図るものです。 このため、一定以上の投資額があることを要件としておりますが、その基準額は、旧条例と同様に固定資産評価額5,000万円以上としています。 これは、これまでに新港地域に立地した新規企業の投資額や旧条例の交付実績などから、基準額を引き下げなければならない特段の必要はないものと判断したためです。 また、今回の基準額の設定がご意見にありました企業の設備投資意欲に影響を及ぼさないもの判断しています。</p>	
--	---	--

(14)「石狩市企業立地推進条例施行規則の制定」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 経済部企業誘致室

実施期間 平成17年2月17日から平成17年3月18日まで

意見提出状況 意見提出者1人、意見等の件数2件

意見検討経過 下表のとおり。

意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由	関係協議経過
<p>近年の企業経営は、キャッシュフロー重視の傾向が強く、設備投資を行なう際にも自社で資産を保有せずに土地・建物をリースにより手当てするケースが多く見られ、設備投資の一手法となっております。</p> <p>この場合、投資を行うものと実際の事業を営むものが同一ではありませんが、企業誘致を進める上で、このようにリースで立地する場合についても、同条例の対象として頂きたい。</p>	<p>(採用する) 近年の企業経営において設備投資を行なう際の手法としてリースにより土地・建物を手当てするケースが多く見られます。事実、新港地域の分譲を行なう石狩開発(株)が平成15年度から実施している事業用地賃貸において多くの企業が進出しており、今後もこの傾向は続くものと思われます。 本条例は、新港地域に事業所等を新設する事業者に対し、特例措置を講ずることにより、企業立地を促進し、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的としており、リースによる企業進出についても目的を果すための効果を得られるものと判断しております。 このことからリースによる企業進出についても設備投資を行なった者に対し、実際に営まれる事業に応じて、条例の特例措置を適用することとし、下記のとおり規則に規定します。</p>	
<p>過去に工場等立地促進条例の補助金を受けた、又は今後、企業立地促進条例の特例措置を受けた既存物件が転売により、新たな企業が進出した場合も特例措置の対象とされるのでしょうか。</p>	<p>(次のとおり施行規則において運用を定める。) 既に特例措置又は工場等立地促進条例補助金を受けた既存物件の転売により、新たな企業が進出した場合まで特例措置の対象とすると、転売を続けることでいつまでも課税免除が続くケースも想定されますが、これは条例の趣旨に反し、明らかに不適当と考えられます。 このことから市税の課税を行う市民部税務課と協議を行い、適切な課税免除の適用を図るため、同一物件に対して、二重の課税免除を行わないように下記のとおり規則に新設の基準を規定します。 ただし、特例措置又は工場等立地促進条例補助金を受けた既存物件の転売により、新たな企業が進出した場合でも、特例措置又は工場等立地促進条例補助金を受けた既存物件以外に新たに取得した土地、家屋、構築物、機械及び装置並びに工具機具及び備品が条例及び規則に定める基準を満たす場合は、当該物件に係る課税については、条例の対象となります。</p>	

(15)「石狩市集合住宅におけるごみステーション設置に関する要綱」制定についてのパブリックコメント手続の状況

担 当 生活環境部ごみ対策課

実施期間 平成17年3月1日から平成17年3月31日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(16)「石狩市都市公園条例の改正」についてのパブリックコメント手続の状況

担 当 生活環境部みどりの課

実施期間 平成17年3月1日から平成17年3月31日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

資料 8 平成 16 年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況

質問議員	質問(抜粋;12月議会まで)	答弁(抜粋)
<p>H16.6 第 2 回定例会 一般質問 池端英昭 議員</p>	<p>花川北歩行者専用道路用途変更についてですが、(中略)住民の利便性の観点から見れば、場所によっては開通することによる利便性の向上も考えられるということです。 (中略)地域住民からも歩行者専用道路に対する用途変更の要望書も上がっていると聞きしていることから、周辺事情の変化も勘案し、その区間における住民の意向に沿った形でその用途を変更すべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。</p>	<p>【公共施設の廃止を対象とすべきか?】 (前略)この歩行者専用道路は、道路法により道路の管理や取り締まりのための警察官の立ち入り、緊急自動車が入る場合以外の立ち入りが制限されており、また、この歩行者専用道路の用途変更については、道路法第10条第1項の規定により議会の議決が必要となっております。 このたび、地域町内会より歩行者専用道路に関して、地域の利便性を高めるための活用についての要望をいただいておりますが、一部に反対の意見も寄せられていることから、まず、地域が十分な話し合いを行った中で合意形成が何よりも大切であると考えております。 今後、市としては地域の意見を聞きながら、庁内的な整合を図る中で検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>H16.6 第 2 回定例会 一般質問 堀 弘子 議員</p>	<p>石狩市には、まちづくりに積極的に参加する市民意識が広がっています。ごみ減らし隊などは、その代表に上げられるのではないのでしょうか。土曜日や日曜日のイベントにも手弁当で参加して、石狩のごみ減量に大きな役割を果たしています。そのほかにも、雪対策協議会や循環バス検討委員会などがあります。(中略)審議会の報酬のあり方を検討する時期に来ているのではないかと考え伺います。審議会の内容によっては、専門的な有識者も必要であり、一律に考えることはないと思いますが、報酬を費用弁償にすべきですが、お考えをお聞かせください。</p>	<p>【審議会委員報酬検討の方向性】 各種審議会につきましては、地方自治法第202条の3において、地方公共団体の執行機関の附属機関として位置づけられ、審議会委員の報酬につきましても、同法第203条により支給義務が定められているところであります。 本市の審議会等の委員報酬の額につきましては、それぞれ道内各市の状況などを参考に定められておりますが、その比較においても特に高額な水準とはなっておりません。 しかしながら、市民参加推進の観点から、昨年12月の市民参加制度調査審議会よりの提言なども踏まえ、各種審議会等の活性化を図るとともに、必要に応じて統廃合や選任区分を考慮した委員報酬のあり方など、さまざまな角度から十分検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>H16.6 第 2 回定例会 一般質問 小林瓊子 議員</p>	<p>重度心身障がい者医療関係についてです(中略)今、事業見直しに対し、抗議の声と行動が全道に広がっています。(中略) 今回の提案をする前に、市長は障がい者や患者など、関係団体からどのような形で意見を聞いたのか、その結果はどうであったのか、お伺いします。 (再質問) それから、重度心身障がい者のところでは、3団体から要望などはあったけれどもというお話でしたけれども、こういう問題については、ぜひとも行政側から、こちら側からきちっと患者さんとかそういう団体に対して意見を聞くということが基本でないかと思うのです。そういう意味では、実態も含めながら今後とも聞いていくと、そういうお気持ちがあるかどうか、伺っておきたいと思えます。</p>	<p>【給付的事業の変更について意見を聴く範囲】 重度心身障がい者医療費関係の中の意見聴取についてでございますが、本市におきましては、特に各種団体に対しての意見聴取は行っていないところでございますが、三つの団体から、1割負担の導入はしないしてほしい、負担の軽減を図ってほしいなどの要望や御意見をいただいたところでございます。 今後におきましても、受給者の皆様に御理解を得るよう努めてまいりたいと考えております。 (再質問への答弁) さまざまな意見が、直接、私のところに、手紙も届いております。私自身も、安ければそれでいいのだという気持ちではない文面もたくさんありましたので、実際に障害を持っている方々にとっては重い負担になるのだらうなということには理解を示しながらも、やはり制度そのものが維持できないということを考えますときは、やはり一定のこういった導入についてもやむなしというふうにご覧いただけます。</p>
<p>H16.6 第 2 回定例会 予算質疑</p>	<p>(重度心身障がい者医療費助成見直しについて)先日もお伺いしたところでございますけれども、この患者団体の方から、要望とか意見は3団体の方からあったということですが、こちらの行政サイドの</p>	<p>【給付的事業の変更について意見を聴く範囲】 実体的な把握につきましては、専門的な知識を有する委員並びに公募による委員で構成される石狩市社会福祉審議会に諮問し、専門的な見地から議論</p>

<p>小林瓊子 議員</p>	<p>方からは、当該団体に対してお話を聴取をするということ、あるいは事態把握をするということがなかった(中略)。</p> <p>市民参加とかいろいろ言いながら、何か見直しをするときに当該団体や当該者の方からいち早く意見を聞いたり、実態調査や実態を把握する状況をつかむということが行政の仕事として、私はスタートラインといいますが、手始めの仕事ではないかというふうに思うわけですが、その辺のところはいつも抜けている。</p> <p>(中略)</p> <p>それで、決まった後に説明会を開いて、こういうふうになりましたよという説明をすると、一方的なこちらからの押しつけの説明はするけれども、当該者、当該団体からお話を伺って実態調査や状況を把握するというのをどうもやっていないと。そういうことに対して、私は大変いがかかなというふうに思うわけですが、その辺についてどのようにお考えになっているか。</p> <p>(再質問)</p> <p>今後も理解を得るようにお話をしていく、聞いていくというようなことでしたけれども、今までそういう手法できたので、今後として何かの見直しがあったとき、当該団体者とか当該者にそういう意見を、こちらから先に全部決めてしまってから説明会を開くというのではなくて、その前にお聞きをするという、そういう態度で臨むというふうに受け取ってよろしいのかどうか。</p> <p>この決まった重度心身障がい者に対しては、今後とも聞いていくというふうには受け取りましたけれども、その辺のところははっきりしないので、いま一度伺っておきたいと思います。</p>	<p>がされ答申をいただいております。</p> <p>もとより、この委員会の中には、公募による一般市民を参加願っているということでもありますので、これらを通して基本的には市民の意見が反映されるという仕組みになっております。</p> <p>しかし、一方で今御指摘がありましたように、3団体等から意見が寄せられているという実態もございますので、私どもとしては実施後におきましても、できるだけ理解を求めるとともに、各関係団体、市民の皆さんに機会を得て御理解を深めてまいりたいと思っております。</p> <p>(再質問への答弁)</p> <p>私どもの市におきまして、いわゆる住民とのコンセンサスを図るための市民の声を生かす条例という手続がございます。これは、制度として極めてレベルの高い制度だというふうには認識をいたしております。</p> <p>その中におきまして、審議会における公募委員の役割というもの、ある種の市民の意見を代表するという認識のもとにこの制度が成り立っておりますので、全く聞いていないということでは決してなく、むしろ積極的にそのような制度活用を図って今までも聞いてきておりますし、今後もそのように取り進めてまいりたいと思います。</p> <p>なお、関係する団体との関係については、必要に応じ、当然のこと、さまざまなコンセンサスを図っていくというのは努力をしていくべきことだと思っております。</p> <p>また、いろいろな発想が、いろいろな意見を聞いて出るのはないかということではありますが、全くそのとおりでございます。</p> <p>したがって、いろいろな意見を聞いた中で、今回、議決をいただきました制度ということで御提案をさせていただいたものであります。</p>
<p>H16.9 第3 回定例会 一般質問 青山祐幸 議員</p>	<p>花川通の延伸について伺います。</p> <p>私は最近になって、ことし4月から新港土地利用計画が変更になり、市道花川通と新港地域内の市道流通通は結節を検討すべき路線となったことを知りました。また、それに先立ち、都市マスタープランでも計画検討路線とされ、さらに総合交通体系基本計画でも位置づけされていたということを知りました。</p> <p>花川通は申し上げるまでもなく、石狩市の人口の大半が住む花川北・花川南の住宅地を横断する生活道路の幹線であります。一方の流通通は、工業団地内の、しかもトラックなどの大型車両が頻繁に行き交う流通のための産業幹線です。(中略)この2路線がつながった場合、工業団地から発生する大量の大型車両の交通量が、花川通に集中することは火を見るより明らかであります。</p> <p>工業団地の当初計画では、団地内を大型車両が通行する事態を避けるために、工業団地で発生する自動車交通は道央新道と新川通の2路線に分散し、団地内は通行させないというはずのものでした。(中略)工業団地から長い間要望されたことは承知しております。しかし、従来はさきに上げた理由から、この要望にはこたえられないと説明してきたはずですが、いつ方針が変わったのでしょうか。さきに上げた各計画に位置づけされたという理由で、今後、具体的に花川通の延伸に向けた準備が進むのでしよ</p>	<p>【生活環境に関する問題についての市民参加】</p> <p>この道路の延伸計画につきましては、石狩湾新港地域が成熟する中で、社会経済情勢や企業ニーズが大きく変化し、従来の固定的概念から離れた視点と規制緩和などを含めた、より弾力的・複合的な土地利用の展開が求められていると考えております。</p> <p>一方、市街地側におきましても、新港地域へ向かう通過交通量が年々増加しておりまして、御承知のように、その多くが花川南地区の団地内を横断する道路に集中しておりますので、総合的・具体的な交通計画の策定が必要になっております。</p> <p>このような中で、昨年末には札幌市とアクセスする重要幹線の追分通が、市街地の市道で唯一片側2車線を有する花川通と結ばれましたことから、延伸に対する必要性は高まっているものと考えております。</p> <p>これまで、市の総合交通体系基本計画や市民が参加しワークショップでつくり上げた都市マスタープランにおいても、整備検討路線として位置づけられているほか、本年4月、北海道が改定した石狩湾新港土地利用計画の中においても、検討路線として明記されております。</p> <p>もとより、都市計画決定などの法手続、事業の進め方につきましては、市民意見の集約と市民コンセンサスを得ることは当然でございますので、御指摘</p>

	<p>うか。</p> <p>もちろん時代は変わっています。職住分離から職住近接、一度決めた計画や方針は未来永劫変更されるべきではない、こんなような硬直した姿勢で申し上げているわけではありませんが、しかし、この変更には一方に平穏な生活を脅かされる人たちがいるのです。花川の団地住民、特に花川通沿線に住む人たちは、これまで花川通は工業団地の大型車が通過することはありませんと説明されてきました。沿線に住む何人かに聞いてみましたが、だれもこの計画を知りませんでした。方向転換をするのであれば、計画に位置づける前に沿線の市民に説明し、納得をもらうという発想はなかったのでしょうか。</p> <p>(再質問)</p> <p>花川通の延伸については、最終的に都市計画決定という手続があるわけでございますけれども、従来、都市計画決定については、都市計画審議会で審議して広報等で周知し、告示もするのだらうと思いますが、(中略)単に形式的に都市計画決定をしたということではなくて、都市計画決定をするに当たって住民との話し合いを十分して、少なくとも決まってから反対運動が起きたり、むしろ旗が立ったりすることがないように、十分に留意して進められるよう指摘しておきます。</p>	<p>のことを十分踏まえながら検討してまいりたいと存じます。</p> <p>(再質問への答弁)</p> <p>花川通の問題についてですが、実はマスタープランとか、それからさまざまな土地利用計画の中でこの位置づけについて議論をされて、一つの方向として、特に新港地域の企業の皆さん方から札幌へのアクセスの必要性、それからまた一方で、花川南の生活道路に関連する皆さん方からは、有効な道路の活用をもっと図れというような意見も出されている実態の中で今日まで取り組んでまいりました。</p> <p>しかし、その実現性というのは、まだまだこれから、二山三山たくさん山はあります。その中で、現実にこの問題が取り組まれるとなったときに、例えば今の土地利用計画のままで、花川北の方ですね、このままで道路を通すことが現実に可能なかどうかということも当然検証されることとなりますので、住民コンセンサスといいますが、あるいは土地利用のさまざまな用途の改編なども含めて、総合的にこの問題は議論される段階もありますし、私としてはそういう議論を踏まえた上で行いたいというふうに思っております。</p>
<p>H16.12 第4 回定例会 一般質問 堀 弘子 議員</p>	<p>2001年9月、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例、いわゆる市民の声を活かす条例が制定され、同年の12月に石狩市市民参加制度調査審議会が設置されました。(中略)今後の市民参加制度の改善に向けて方向性を示すだけでなく、市の各機関に対して具体方策の検討と実行を求める内容の答申と提言が同年12月提出されています。私は、活発な議論が交わされた審議会を傍聴することができました。審議会の委員一人一人がこの市民参加制度に誇りを持って取り組んでいることが伝わってきました。</p> <p>市民の声を活かす条例が制定され、全国から視察や研修に訪れています。他自治体の先駆者として優位性を保ち続けるためには、実施運用の内実が伴って実行されているかを評価し、改善に結びつけることが必要です。</p> <p>昨年12月に提出された答申と提言をどのように受けとめ、改善に取り組まれたのか伺います。</p> <p>2点目は、公開制の会議に対する傍聴の効果的なPRと公募委員の審議会傍聴について伺います。(中略)傍聴数は市の行政活動に対する市民の関心度をあらわすバロメーターの一つでもあることから、傍聴者に対する利便提供に万全を期すとともに、効果的なPRについて検討すべきであると思っておりますが、このことはどう検討されたのか。</p> <p>また、例として、公募委員の募集をする際に、時期が合えば当該委員会の傍聴を積極的に呼びかけ、実際の傍聴者にはその感想や審議会の機能、役割についての認識を確認するといった試みも一考であると思っております。</p> <p>私は、多くの審議会を傍聴している中で、公募枠や団体枠委員の認識の確認は必要であると考え、今後このような機会を設けるべきと考えますが、お考えを伺います。</p>	<p>【市民参加制度調査審議会の運営等について】</p> <p>市民参加制度調査審議会から昨年提出されました答申及び提言は、14年度における市民参加手続の状況に関する評価といたしまして、総じて適正としながらも、利害関係者への情報提供のあり方を初めとして9点の指摘と並んで、一層の市民参加推進に向けて3点の提言がなされております。</p> <p>この答申、提言は本市の市民参加制度を今後健全に発展させ根づかせていく上で大切にすべきものと認識しておりますが、これまでは事務執行体制上の制約などもあり、例えばパブリックコメントにかけられる原案の作成に際して、担当所管に答申の趣旨を踏まえたアドバイスを行うなど個別の対応にとどまっていたのが実情であります。</p> <p>この答申、提言の中には非常に具体的、現実的なものからある程度の時間の経過の中で市民参加推進以外の行政上の観点も含めた慎重な検討が必要と思われるものなど、さまざまなレベルの意見が含まれておりますので、今後はそれらの内容を精査しながら、可能なものから全庁的な対応に向けての方策を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>また、御質問のありました公募委員の募集に当たって当該審議会の傍聴を呼びかけるというのは、傍聴者をふやすための効果的PR手法の一例として答申の中に触れられておりますが、本年度の状況を見ますと、委員の公募期間中に審議会が開催されるというケースそのものがほとんどないということがわかりましたので、効果的なPRのためには別途の対応が必要と認識しております。傍聴者に感想などを確認する具体的な方法ともあわせ、今後検討してまいりたいと存じます。</p> <p>(再質問への答弁)</p> <p>市民参加制度の審議会の提言後の対応ということになります。</p>

	<p>(再質問)</p> <p>石狩市市民参加制度調査審議会のところ。この審議会は、本当にずっと傍聴させていただいたのですけれど、多くの議論があってこの答申と提言に結びついてというふうには私は感じています。(中略)</p> <p>私は、この市民の声を活かす条例を進めていくために、定着させていくためにこの委員会はとても大事ななというふうに思っていますので、先ほどいろいろ言われていましたが、今回12月17日に新たな2回目の委員会の一番最初の委員会が開かれるというふうに思っています。(中略)</p> <p>この12月の開催というところでは、私はこの審議会の答申を見たときに遅かったのではないかなというふうに感じていますので、その辺について伺っておきたいと思います。</p>	<p>これにつきましては、今月、次期といいますか、2回目の委員会がスタートするということになりました。御指摘のとおり市政執行方針で今年度の大きな重点目標の一つであると。そして当然これらの仕組みというのは進化することあっても退化をさせてはいけないという私の強い気持がある一方で、今日まで延びたことについては本当に、まことに申し分ないというふうに思っております。多少言いわけみたことにはなりますが、この間におきまして余りにも重なった、次から次と起きた事業の変化といいますか、その中であって多少この取り組みに適切な対処ができなかったということについては、本当に重ねておわびを申し上げたいと思います。思いは変わっておりません。この委員会のスタートすることによって、またさらに進化することを目指しながら努力をしてまいりたいと思っております。</p>
--	--	---

資料9 平成16年度市民の声を聴く課に寄せられた「提言」について

担当課		内容	回答	伝達方法	現在
市民の声を聴く課	市長の部屋について	市長が市民からの意見を聞くために、年2回市民の声を聴く会を設けるべき。4半期に1回は市長と何でも話し合うために意見交換会を開催するべき。	市長室開放、自治懇話会を開催している。	文書	
企画調整課 商工労働 観光課	あそビーチ周辺について	・あそビーチは袋小路にあり、当別からの国道337号を延長し橋をかけてつなげると、道路渋滞も緩和され、リゾート開発の可能性も出てくる。 ・番屋の湯が施設として傷んできているので、人気のあるうちに修復するか、増築するべきだ。	・市ではこれまでも関係機関に働きかけてきているが、近年の財政悪化で厳しい状況にある。今後も粘り強く働きかける。 ・修復は年次計画に基づきおこなっているが、増改築は厳しい財政状況で困難な状況にある。	メール	
維持管理課	悪徳除雪業者の取り締まりについて	市道に雪を捨てる除雪業者がいる。市では不法行為を防止するために、不法業者が存在することを市民に広報で周知し、さらに見つけたら市に通報するよう、回覧板で周知してもらおうべきだ。	パトロールで見つけたら厳しく指導している。道路の幅員が狭くなったら、排雪を考える。	メール	
維持管理課	除雪について	税金などを滞納している人も同様に除雪の恩恵を受けるのは、まじめに税金などを払っている私には不満がある。1人500円でもいいから除雪税を取って除雪を行うべきである。	匿名なので回答はできないが、意見として承っておく。	電話	
企業誘致室	石狩湾新港とフェリー	石狩湾新港も小樽港と同じようにフェリー航路をつくり、ロシアのナドナヤプリスタンや敦賀などと結ばばよいと思う。石狩市にフェリー港ができると、JR学園都市線と札幌市北区郊外の活性化につながり、また札幌市にも観光客が増えてよいことだと思う。	連絡先不明なため回答はできないが、石狩湾新港管理組合に内容を伝えた。	F A X	
維持管理課	個人契約の除雪業者による不法行為	市の委託業者が除雪した後、近所の置き雪を取りにきた除雪業者が、その雪を近くの家の前に撒き散らしていた。個人契約をしている業者の不法行為は増えている。市道、市民生活の安全を確保するためにも、市としてその対策に取り組むべきだと思う。	匿名で、回答は不要との電話であった。	電話	

下水道管理課	下水道使用料の改定	下水道使用料の最低基準が少し広過ぎるのではないかと。核家族、老夫婦、一人暮らし、長期の旅行などでそんなに使わない人、使わない月があっても基本料金の支払い基準10m ³ の料金を支払うのは不公平ではないかと。せめて2段階に分けてもいいのではないかと。	次回の水道使用料改定の際にご意見を活かし、基準となる使用m ³ についても審議してまいりたい。	メール	
維持管理課	個人所有のブルドーザーによる除雪について	個人所有のブルドーザーが除雪した雪は、市の指定し雪堆積場へ運ぶよう規則を作ってはどうか。	検討する	電話	
維持管理課	今年の除雪について	マンホール、太陽熱、ヒートポンプを活用した融雪ができないだろうか。	アイデアについて充分検討させてもらう。	メール	

資料10 市民参加制度に関する市職員アンケートについて

Q1 回答者の所属

所属部局名	回答者数	職員数	回答率	前年度値
総務部	23	35	65.7%	48.4%
企画財政部	29	34	85.3%	77.4%
市民部	45	62	72.6%	25.0%
生活環境部	19	33	57.6%	25.8%
保健福祉部	58	89	65.2%	25.8%
建設部	26	44	59.1%	32.6%
経済部	14	21	66.7%	63.6%
水道部	23	39	59.0%	41.5%
会計室	9	15	60.0%	46.7%
生涯学習部	24	40	60.0%	36.8%
その他事務局	15	15	100.0%	35.7%
計	285	427	66.7%	38.2%

* 部局別職員数は、派遣職員等を除いた数(庁内メール受信可能者)

Q2 回答者の役職

	部長職	課長職	主査職	係員	計
回答者	17	52	85	131	285
全体	18	69	127	213	427
回答率	94.4%	75.4%	66.9%	61.5%	66.7%
前年度値	52.9%	61.9%	37.5%	30.0%	38.2%

* 役職別職員数は、派遣職員等を除いた数(庁内メール受信可能者)

Q3 16年度に市民参加手続きに関わったかどうか

関わった	関わっていない	計
107	178	285

↓

審議会	77
パブリックコメント	55
ワークショップ	11
その他	22
計	165

Q4 市民参加手続きに関わってみて感じたプラス効果(Q3で「関わった」と回答した者；複数回答)

選択肢	回答数	割合	前年度値
より良い政策決定ができた	12	5.0%	6.2%
十分な情報提供・情報共有ができた	57	23.6%	20.8%
職員自身の政策理解度が深まった	38	15.7%	11.5%
実施段階で市民の抵抗・反発の軽減	23	9.5%	4.6%
議会や市民等への説明が容易になる	34	14.0%	15.4%
市民の考えを知ることができた	21	8.7%	11.5%
業務を計画的に進められた	20	8.3%	11.5%
業務のやりがい・達成感を味わえた	4	1.7%	1.5%
決定に対するお墨付きが得られた	19	7.9%	5.4%
その他	8	3.3%	6.9%
プラス効果は特になし	6	2.5%	4.6%
計	242	100.0%	100.0%

Q 4 その他の欄、記述内容

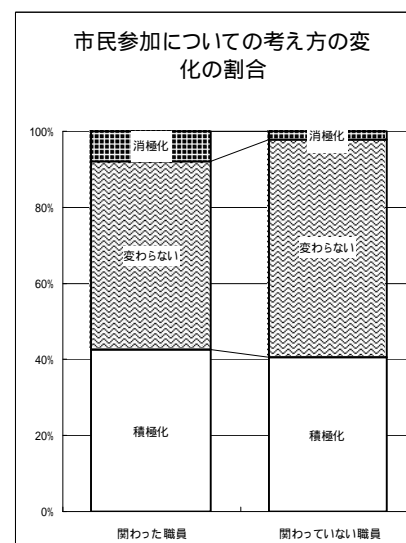
事務処理の正当性の明確化が図れた
市民参加手続きを理解することができた。
改めて「市民の声を活かす条例」の主旨などについて認識できた
(プラス面ではありませんが) 援助基準の厳格化を内容とするものだと、どうしても「自分が援助を受けられなくなると困る」という意見が中心になりがちです。無論、だから手続きが無意味、というわけではありませんが。
行政に関する情報が市民にとっていかに縁遠いものかを実感し、情報を理解していただく鍵は「手法」以外の何かだと感じた。今度はその「何か」を考えていきたい。
「市民の声を活かす条例」の主旨や市民参加手続の実施の流れなどについて、一部で認識ができた
初めて条例に基づく一連の手続きを行ったので、条例について勉強になった。
主旨等について理解できていない。
市民参加手法の1つである出前講座によってフィルムコミッション(FC)についての市民説明を行うことの出来る機会を得ていることは、市民のFCへの醸成につながっている。出前を行うごとに、市民の方の反応が良くなっていて、FC事業の進捗と目的に良い影響がある。7年程前から、都市計画課在籍時、季節労働者向けの講習会の機会を利用し、既に映像の誘致効果の話をも市民にしていたが、年々市民の理解と反応が良くなっているという経年変化を肌身で確かめることが出来るのも、一方的ではない市民参加的な手法があるからだと思います。真の条例設置の成功には、行政側からのこうした正しい情報開示と常日頃からの説明、双方向性の方が条件だと思います。

Q 5 市民参加手続のプラス効果とコストとの比較について (Q 3 で「関わった」と回答した者)

選 択 肢	回答数	割合	前年度値
効果はコストを上回る	22	17.7%	19.2%
効果はコストとほぼ同じ	30	24.2%	23.3%
効果はコストを下回る	25	20.2%	17.8%
分からない	47	37.9%	39.7%
計	124	100.0%	100.0%

Q 6 行政活動の意思決定過程への市民参加についての考えの変化

		姿勢・考え方の変化			
		積極化	変わらず	消極化	合計
以前の姿勢・考え方	積極的に取り組もうとしていた	7 2.8%	29 11.7%	6 2.4%	42 16.9%
	他の部局・他自治体なみ	13 5.2%	33 13.3%	1 0.4%	47 19.0%
	あまり積極的ではなかった	77 31.0%	52 21.0%	3 1.2%	132 53.2%
	必要性を感じなかった	4 1.6%	2 0.8%	0 0.0%	6 2.4%
	ほとんど考えたことがなかった	9 3.6%	12 4.8%	0 0.0%	21 8.5%
	合計	110 44.4%	128 51.6%	10 4.0%	248 100.0%
前年度値	76 50.3%	72 47.7%	3 2.0%	151 100.0%	



Q 7 現行の市民参加制度について感じる事（原文掲載）

<p>全庁的に制度の理解に至っていない現状から、定期的な職員研修が必要と考えられる。</p>
<p>実践的な研修を行ってください。</p>
<p>市民参加が必要な範囲について、現実的な対応が必要。形式的な参加では条例の趣旨とはあわなくなると思う</p>
<p>これまで市で実践してきた市民参加の状況を聞くサマーセミナーのような講演会があると、市民参加とあまり接点が無い職員も、市の状況を実感できると思うので行って欲しいと思います</p>
<p>専門的な知見を要するものまで、パブリックコメントを求めている事例が見受けられるが、それら案件については、専門的知識を有する識者への意見聴取結果をもって審議会機能を補い、同会に諮るといった仕組みもあってよいのではないかと。</p>
<p>「こんなことするときには」という事例、良い・悪い事例などを多く集めた事例集などがあれば、新しい取り組みをするときに参考になると思います。よくない事例を分析して、「こうしなければならなかった」と言う感じのほうに参考になるのではないかと</p>
<p>制度があるからするという意識ではなく、施策によっては市民が主体となるものもあり、市民と協働という意識が必要である</p>
<p>周知の方法等は、かなり徹底しているとは思っているのだが、市民の反応が薄いように感じるため、もっと広く知れ渡らせる方法が必要なのかもしれない。</p>
<p>より多くの市民の方々に意見をもらう工夫を、今後の運用のなかで職員間で検討すべきと考える。</p>
<p>昨年度、パブリックコメントを2回実施したが、1件も意見の提出がなかった。本制度はほとんど機能していないように見受けられることから、改善策を検討する時期に来ているのではないかと。</p>
<p>そもそも職員の市民参加に対する意識が希薄であり、手続きをクリアすればよいという消極的な姿勢が垣間見られる。行政管理課を巻き込み、研修・教育の徹底と人事評価への反映などを考えるべき。</p>
<p>本制度がスタートして3年程経過したが、本制度が制定された際の時代的背景や目的は、必ずしも職員意識の中に十分には残っていないのではと感じられる。日常的にこの制度を意識して業務へ取り組めるよう、主管課を各部内の調整役として、課内研修を取り組んでみては如何か。</p> <p>研修のイメージは次のとおり。</p> <p>3月：各課において、制度内容の確認及び新年度の事業項目出し、手続き内容のリストアップ</p> <p>5月：人事異動後、課内取り組み予定事業の確認</p> <p>9月：各課において、中間点における取り組み状況と今後の取り組みについて検討</p> <p>それぞれの結果については、主管課が取りまとめ、企画調整課に報告するものとする</p>
<p>実践的な研修を市民参加手続きについて、市民の方々がどのように感じているのか、知るのこのことのできる場（報告会など）があれば良いな、と思うことがあります。増やす</p>
<p>制度を遵守していくためには職員の高い意識が必要だと思います。私自身認識不足なので、職員向けの研修があれば是非参加したいです。（行政管理課の職員セミナー等はいかがでしょう？）</p>
<p>市民参加について、具体的な事例を基に研修を実施してほしい。</p>
<p>設問が行政活動への市民参加に関してなので、手続きとは違うかも知れないが、事業評価すべき内容を検討し、事前評価をし、市民から意見集約すべき。また、財政的に厳しいのであるから、新規事業は財政に負担がかかるので、既存事業の縮減や財源を具体的に示して、市民の意見を問うべきと考える。</p> <p>手続きに関しては、市民に意見を問うべきものと、明らかに意見がないと思われる事例も手続きに該当し、手続きを行っているものがあり、手続き論的に行うのではなく、条例の趣旨論で、判断できるような運用ができないかと考える。</p>
<p>職員の意識は、高まってきたと思われるが、今後は、一人でも多くの市民が関わる方途を探ることが課題と思う。</p>
<p>市民参加手続きに関して所管課がどんな負担を負っているのかを具体的に検証して、負担感を軽減する作業が必要。手続き漏れを防ぐために決定書等に挿入できるチェックリストの提供なども有効かも。</p>
<p>現状のレベルで良い</p>
<p>市民参加手続きは、行政活動を進めていく上で必要不可欠だと思いますが、職員意識の中で、「制度があるから、しょうがなくやっている」、「やらされている」という意識がまだまだ高いのではないかと思います。市民参加手続きを行っても、意見がなかったりすると、職員もやりがいを感じられなく、手続きを行った意義が理解できないかも知れません。（逆に意見がなくて御の字と思っている方もいるかも。）でも、意見提出がないイコール意見がないというわけではないと思うので、もっと市民が意見を言いやすく積極的に行政活動に参加できるように、市役所は情報の提供の仕方や方法を工夫する時期になってきているのではないかなとも思います。HPには、「皆さんと市役所との意見の交換から、互いの信頼、協働へ。」となっていますが、どれだけ、参加から協働へつながった例があるのでしょうか。協働という意味を職員も市民も含めどのくらいの方が理解しているのかは疑問です。手続きの流れは、ある程度理解されつつあると思うのですが、基本的ななぜ、市民参加、協働なのかというところを再確認する必要があるのではないかなとも思います。</p>
<p>パブリックコメントは徐々に市民に浸透してきていると思う。ただし、使用したくてもいっばいで使えないことがあったので改善してほしい。</p>
<p>このような制度は職員においても市民においても浸透するまでには時間を要するものだと思います。現在、費用対効果は薄いと思いますが、継続していくことが大切だと思います。</p>
<p>現行条例では市の計画や使用料の設定の際には市民参加手続きを要することとされているが、ケースによっては市民全員ではなく特定の市民しか対象としない計画やこれらの者しか負担しない使用料の類がある。これらを制定する際には関係機関を通じ、対象となる者の意見を伺ったうえで制定するのは無論ではあるが、これらの例における市民参加手続きの必要性について疑義がある。</p>
<p>パブコメ、縦覧等での反応がまだまだ薄いものと思われます。職員同様、市民の方への周知方法で町内会単位での資料（意見提出の呼び掛けの）配布なども必要なのかなと考えます。（HP・広報・あいボード以外で時間、予算を割くのもどうかと思いますが、宣伝効果がまいちのような・・・）既に行っていることであれば申し訳ございません。</p>
<p>市民に理解されていない部分も多いのかも知れませんが、携わったことがないので、昨年度でもその前でもいいのですが、実際にどのような手続きや運用がされたのか知りたいです。</p>
<p>条例の目的である市民の持っている知識等が積極的に活かされるよう、市民が行政への参加意識向上が必要と感じられる。</p>
<p>ワークショップをただ市民意見を聞く場と捉えている人（部署）があるように感じる。</p> <p>市民は意見を言えば全て聞き入れてもらえたと感じるのではないだろうか。</p> <p>市からの情報提供やメールなどの手引きがあっても良いと思われる。</p>

会議録作成における記載発言内容をどの程度まで必要か？ 会議録作成経費（委託費）の予算化が必要
市民参加手続を実施するための判断基準をより具体的に例示してほしい。（現行の基準では、現課での裁量幅が大きすぎて、判断に困る。）
パブリックコメントに関して、せっかく時間と費用をかけて準備・実施をしても意見ゼロ、というケースも多いと思います。「ゼロ」や「意見僅か」ということ自体が、市の市民参加制度へのマイナス評価になると思います。内部（職員）からも積極的に意見を出すような仕掛けを考えることで、「意見ゼロ」という結末は少なくとも回避できるのではないかと思います。自らも、今後自覚していきたいと思います。（制度や理念を深く理解していないかも知れませんが、一応意見させて頂きました。）
未だ手続ミスが起こっているの、職員研修、特に管理職を対象とした意識改革研修を行って欲しい。
条例・規則による正式な市民参加手続は当然きちんと実施すべきであるが、それとは別に、もっと肩のこらないコミュニケーションスペースを検討してはどうか。以前実施した石狩市電子会議室の実施結果を踏まえて・・・。
審議会等の委員が、市民参加という意味について、十分理解していることが、必要であり、職員についても同様である。
全てにわたって市民参加に委ねる傾向が強くなり、行政側（職員）の責務が希薄になってはならないか
実践的な研修を行ってほしい。
市民参加制度が市民に十分周知されているか疑問である
共通様式などを、備えたほうがいいと思う。
住民参加を求めるものが画一的で多く、もっと市民の意見が2分されるような大きなものに限定すべき
パブリックコメントは必要だが、市民から見れば、ただ杓子定規に行われても、情報が氾濫しすぎて重要なものを見落とすおそれはないだろうか。ルールで行うより、市民にとってより重要な案件を抽出することも必要でないだろうか。それを行政が決めることに不安があれば、市民参加制度調査審議会で選定するなどの方法も考えられるのではないかと？
時間を掛けてパブリックコメント等を行っても、市民参加全体的にリアクションが少なく感じる。市民の石狩市そのものに対する関心があまり感じられない部分も多々見受けられるので、すべての施策に対し市民参加を義務付けるのではなく、もっと絞り込んだものを対象とすべきと考える。
昨年度は市民参加手続に関わりませんでした、実践的な研修等は行ってほしい。
今回、自分が携わったパブリックコメントでは、市民からの意見を得られなかった。そろそろ市民の関心の高低によって、住民参加案件を絞ってもいいのではないだろうか。
市民参加制度に対する職員意識を高めるため、これまでの希望参加型の研修・説明会ではなく、必修研修として位置付けてはどうか。
現実的に広報・あいボード・HP等で意見を募集しているが意見の提出はほとんど無い、従って、当課としては、広範な市民の意見を政策決定に反映するための補完策として、積極的に利害関係者に対する説明会や、ワークショップ等を開催する方向で組み立てることとしている。
定期的（年1回など）に研修をしていただけると助かります。そのときに、過去1年に条例がどんなかたちで生かされ、問題が生じているか等の現況報告と解説をしていただきたいです。
問3の回答の役職別うちわけを示して欲しい。
職員研修や事例発表・検討会など、職員の意識向上と推進のための検討を毎年行い、定着化を図ることが必要と思われる。
公募委員の登録制度が活用されればと思う。審議会に関心を持つ市民は多いが、委員として参加する市民は限られているような気がする。行政への関心と市民参加を高める雰囲気づくりに期待する。
アンケートに目新しさがほしい。今回のような答申がでたことで、また引き締まる。
条例・規則の解釈や市民参加手続の実施・運用について、具体的な事例を基にした実践的な研修を行ってほしい。
条例等の手続きで市民参加を求める方法として、既存の広報手段のほかに、市民が参加意欲が促される工夫が必要と感じる。
問の答えにはならないが、市民の声を聴く課への苦情、提案、要望など膨大な内容がホームページに公開しているが、「クレームは改革の宝の山」であり、これも市民の声、市民参加であるからこの資料を活用した改革・改善を行うべく何か方法を検討する必要がある。
公の施設設置の場合、設計概要、利用条件等の意見の聴取前に、施設設置の可否を問うことが必要であると思いますが、この設置の可否を問う制度になっていないのでは？
市民参加手続の事例にまだ携わっておらず、恥ずかしながらその制度についても十分に把握していないので、もっと『知る』ことが大事だと感じています。この先関わっていくことはあると思うし、自分以外のまわりにもそういった職員はいると思うので、研修会などを通してよい機会があればなと思います。
市民周知と議会への報告等とのタイミングが合わないと言われているので、やっかいと感じる。パブコメを行っても意見のない案件がほとんどであり、制度上、意見がなければ仕方ないことだが、果たしてこれでいいのかと思うこともある。
行政に関心がないのはベッタウンの宿命だと思いますが、ベッタウンなりの制度もあるような気がします。
個人的に直接かかわってなかったせい、今ひとつ実感がわかない。
市民参加手続に関する情報の公表方法は本当に4通りが必要なのか。特に広報はスペースの制約もあり、実質的な情報公表手段になり得ていないのではないかとこの疑問がある。
市民の意見や要望を聞く中で、市民側の一方的な意見にばかり対応しすぎだと感じる。市民の方にも最低限度のルール・規定がある事を伝えつつ、良い方向性を見つければいいと思うことがある。
市民参加手続の実施・運用について、特にパブコメの実施に関する具体的なガイドライン（職員用）を示していただきたい。
市民参加制度、現行の取り組みにおける行政にとってのプラス効果とマイナス要因との検証も研修の際に学びたい。
現在のところは、こうだと言った答えが出ている訳ではないが、職員に対しての研修を行なうのも今後において必要と考えるところである。
過剰と予測する。事業等を行う場合、実態としては、関係市民や関係機関と協議等を重ねて検討してきた訳だから。
未だに市民参加制度自体があまり理解されていないのではないかと感じます（自分も含めて）。今一度、職員研修を開催してはどうかでしょうか。
あまり積極的になっていないなあと反省しきりです。記入例にあるように、実践的な研修を実施していただければと思います。
市民参加制度手続に関する職員研修会等の実施を希望します。（部署によると思いますが、通常業務に即した実践事例・モデルケースを想定した内容を望みます。）

<p>年に1回程度、職員研修をしてほしい。審議会やパブリックコメントを実施しても実際には市民に知られていないようで窓口で「いつ決まったの」、「誰が決めたの」と多くの方に聞かれる。市民参加の方法の検討が必要なのでは？</p>
<p>現在行っている業務内容が市民参加に直接関係するものではないため、これまであまり関心がありませんでした。ですが、職員として業務以外であっても感心を持つべきと考えておりますので、年1回でも市民参加手続きが行われた内容やその結果がわかるような一覧表がメールで配信していただくと、情報として取り入れることができると思います（電子掲示板等へ掲載されているかもしれませんが、業務多忙のため、探す余裕がないことから、メールにより強制的に配信されることで、情報として取り入れることができると思います）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・会議録の作成等にかなりの時間を費やしている現状を考えると、委託費等の適切な予算措置を望む。 ・市民参加制度の手続きは頻繁にあるものではないため、一連の処理の簡素化がなされれば負担の軽減に繋がると思う。 ・具体的事例を基に実践的な研修を行って欲しい。
<p>研修をお願いします。</p>
<p>議会推薦審議会委員の質の向上をお願いしたい。例えば審議会の諮問中に、普段は、何も質問しないのに、市民の方々が傍聴した時だけ饒舌になる委員。信号機設置の討論では何人が死なないと信号機はつかないと傍聴人が居るのに得意に話す委員。事前配布の資料に目を通さないで、その場で思いつきの質問をするが、質問内容が頓珍漢になり、録音テープの削除を求めてくる委員。また、内容が専門的になるため、審議会や地元説明会では、パワーポイントを使い専門用語を極力使用しないようにして説明したつもりだが、はたしてどれくらい理解してくれたのか大いに疑問である。</p>
<p>問5に関連するが、制度の効果については、パブコメの参加状況から推測して疑問を感じるが、継続することが大事だとは考えている。ただし、手続きにかかる膨大な労力は客観的な事実として把握しており、費用対効果を考えると予算的な部分を考慮してもらいたい。また、参加手順の担当者は、毎回変わる可能性があるため研修も必要であるが、政策を形成・実施する統括責任者という意味で管理職の意識改革（制度の認識を含む。）が先決であると考えます。</p>
<p>職員には市民参加手順の実施・運用について、具体的な事例を基にした実践的な研修が必須だが、同時に、市民サイドにも「手順」の内容について理解を求める必要があるのではないかと。</p>
<p>職員の間にも市民参加手順をしているのではなく、やらされている感が出ていることは残念。また、市民参加制度の理解のためには、研修等ではなく、各々の学習が必要。</p>
<p>過剰と感じる点以上に、不足・不満がある。市民参加を、一生懸命やっている課と、そうでないところの差が大きい。コスト意識や、就業意識、その他・・・</p>
<p>趣旨は分かるが、現在担当している仕事になかなかかわってこない内容なので、ピンとこない。異動先で市民参加を適切に行うことができるか不安だ。</p>
<p>全体の流れがつかめず、まごつく事が多かったため、手続きの流れを細述した資料があればいいと思いました。</p>
<p>条例・規則の解釈や市民参加手順の実施・運用について、具体的な事例を基にした実践的な研修を行ってほしい。</p>

資料 1 1 会議録の作成方法に関する調査結果について

	事務局担当課	審議会等の名称	公開の区分	会議録筆記方法		会議記録方法		会議録作成方法		会議録確定方法				備考
				全文筆記	要点筆記	テープ録音	メモ	外注	自前	会長のみ確認	署名委員のみ確認	委員全員の確認	事務局一任	
1	総務課	石狩市政治倫理審査会	一部公開											
2	総務課	石狩市表彰審査委員会	非公開											
3	行政管理課	石狩市特別職報酬等審議会	原則公開											
4	行政管理課	石狩市公務災害補償等審査会	非公開											現在未設置
5	行政管理課	石狩市行政改革懇話会	原則公開											
6	情報管理課	石狩市情報公開・個人情報保護審査会	一部公開											
7	ISO・防災担当	石狩市防災会議	公開											
8	企画調整課	石狩市総合開発計画策定審議会	公開											現在未設置
9	企画財政課	石狩市使用料・手数料等審議会	原則公開											
10	協働推進・男女共同参画担当	石狩市男女共同参画推進委員会	原則公開											
11	企画調整課	石狩市市民参加制度調査審議会	公開											
12	国民健康保健課	石狩市国民健康保険運営協議会	原則公開					2人		2人				会長 + 署名委員による確認
13	市民生活課	石狩市生活安全推進協議会	原則公開											
14	市民生活課	コミュニティセンター運営委員会	原則公開											
15	環境課	石狩市環境審議会	原則公開											
16	海浜植物保護センター	石狩市石狩海浜植物保護センター運営委員会	原則公開											
17	福祉総務課	石狩市社会福祉審議会	原則公開											
18	こども発達支援センター	石狩市地域療育推進協議会	一部公開											
19	福祉生活課	石狩市在宅介護支援センター運営委員会	原則公開											
20	介護保険課	石狩地区介護認定審査会	非公開											
21	介護保険課	石狩市介護保険事業計画等作成委員会	原則公開					2回						
22	健康づくり課	石狩市予防接種健康被害調査委員会	原則公開											
23	建築課	石狩市中高層建築物紛争調整委員会	一部公開											
24	都市計画課	石狩市都市計画審議会	原則公開					3回	1回					
25	土地・河川担当	プロポーザル選定委員会	非公開											
26	商工労働観光課	石狩市地場企業等活性化審議会	原則公開											
27	商工労働観光課	石狩市融資制度損失補償審査委員会	非公開											
28	業務課	石狩市水道事業運営委員会	原則公開											
29	下水道管理課	石狩市下水道事業運営委員会	原則公開											
30	管理課	石狩市立小学校及び中学校通学区域審議会	原則公開											
31	学校教育課	石狩市奨学審議会	非公開											
32	学校教育課	石狩市学校結核対策委員会	原則非公開											
33	給食センター	石狩市学校給食センター運営委員会	原則公開											
34	社会教育課	石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰選考委員会	非公開											
35	スポーツ・青少年課	青少年問題協議会	原則公開											
36	社会教育課	石狩市社会教育委員の会議	原則公開											
37	社会教育課	石狩市生涯学習推進協議会	原則公開											
38	社会教育課	石狩市生涯学習研究委員会	原則公開											現在未設置
39	公民館	石狩市公民館運営審議会	原則公開											
40	文化財課	石狩市文化財保護審議会	原則公開											
41	市民図書館	石狩市民図書館協議会	原則公開											16年度中に要点筆記から全文筆記に変更した。また、事務局一任から全員確認に変更した。
42	海洋センター	石狩市B & G海洋センター運営委員会	原則公開											
43	地域教育推進室	教育プラン後期基本計画策定委員会	原則公開											
44	農業委員会	石狩市標準小作料設定協議会	原則公開											
		合計		19	21	29	11	3	37	3	1	9	28	

資料 1 2 合併に伴う市民参加手続の取扱いについて

合併にあたり、市民の声を活かす条例で市民参加手続を要すると定めている行政活動(以下「該当活動」という。)が多数行われるが、これらに関する市民参加手続の取扱いは、次により統一する。

- 1 合併協議の中で取扱方針が明確に定められており、かつ、その方針に沿った内容の該当活動を行う場合・・・市民参加手続は不要

(理由) 当該取扱方針は、審議会と同様の市民意見反映手法である合併協議会を経て定められていること。

改めて市民参加手続を行ったとしても、状況の著しい変化など特段の理由がない限りは合併協議で定めた方針を変更することは困難であるため、事実上、提出された意見を反映する余地がほとんどないこと。

以上から、条例 5 条 2 項の「市民参加手続を行わないやむを得ない理由」があるものとして取り扱い、市民参加手続を行わなかった理由等は、企画調整課が一括して公表する。なお、市民の声を活かす条例の他に、個別条例等の中で審議会付議を義務付けられている行政活動についても、 の理由により付議の基本要件を欠いていると考えられるので、一般的には審議会付議を省略しても良いと思われるが、この場合は当該審議会に事前に説明し、了解を得ておくことが望ましい。

- 2 合併協議の中で取扱方針が明確には定められていなかった事項について該当活動を行う場合、又は合併協議の中で取扱方針が明確に定められているが、その方針とは異なる内容の該当活動を行う場合・・・市民参加手続は必要。ただし、市民の声を活かす条例施行規則の 8～10 条に該当する場合は手続不要となるほか、条例 5 条 2 項により、緊急その他やむを得ない理由がある場合も、各所管においてその理由等を公表した上で市民参加手続をしないことができる。

上記 1・2 に該当する代表的パターンは次のとおり。

	事務事業調整の代表的パターン
1 取扱方針が明確に定められているパターン	石狩市の制度に合わせるものとする。(統合)
	厚田村・浜益村の制度に合わせるものとする。(統合)
	厚田区・浜益区において現行のとおりとする。(存続)
	3市村において現行のとおりとする。(存続)
2 取扱方針が明確に定まっていないパターン	合併時までに定める。
	合併時に再編する。
	合併後に再編する。

資料 1 3 傍聴者からの意見・感想について

第3回市民参加制度調査審議会

傍聴者1:

・終わったことですが、今日の議論を聞いていても、この審議会の開催が遅かったのは本当に残念だったと思いますが、平成16年度の分については、早期に取り組みが始まるようなので良かったと思います。